

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成27年3月6日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病院事業 管理 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	行政 課	加 瀬 正 彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の質問に対し、明快、簡潔にお願いいたします。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（景山岩三郎） 通告順により、高橋利彦議員、登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。大きく分けて2点の一般質問を行います。

まず、行財政についてお尋ねをいたします。

国の厳しい財政、そしてなかなか進まない市町村の行財政改革、このために国は市町村にとっては命綱である交付金にめとむちを使って進めた平成の大合併、3,200あった市町村、今では1,700となりました。我が旭市も生き残りのため、これにより誕生。しかし、27年度で交付金などの合併メリットによる特典もなくなります。

そこで、行財政について何点か伺います。

まず1点目は、国の交付税の現状と推移についてであります。全国どこの市町村の住民も最低限の行財政サービスが受けられるよう、国が徴収した所得税などから一定の基準により市町村の収入不足を補填するための交付金制度、国からの出口ベースでの平成18年度と25年度の額、そして比較しての額と比率についてお尋ねします。

2点目は、市の交付税の現状と推移についてであります。旭市の平成25年度の交付税額と、平成18年度と比較した額と比率、そして同様に、市と病院に分けてお尋ねします。

3点目は、市の借金の額と推移についてであります。

合併初年度17年度末と25年度末の借金の額とそれを比較した額、また25年度末の市と病院に分けての額、そして25年度の市の分につきましては、道路、学校など建設等のための借金と、人件費など何にでも使える臨時財政債などについての分けての額と、17年末合併時点との比較した額についてお尋ねします。

4点目は、市債への交付税算入についてお尋ねします。

市の借金には、借金の内容により、借金の返済時に交付金によって補助してくれる仕組みになっていますが、18年度と25年度の算入額と内訳についてお尋ねします。

5点目は、行財政改革についてであります。合併による交付金の特典も今年27年が最終年度、これから毎年四、五億円ずつ削減されてきて、5年後には約18億円が削減されます。

そこで、現状での行政改革による削減額と内容、また今後の年度ごとの計画額と内容についてお尋ねします。

次は、大きな2点目の中央病院についてであります。

旭中央病院、地域住民の健康と命を守るために、開設以来60年、今大きくかじが切られようとしております。

そこで、何点かお尋ねします。

まず1点目は、院外薬局移行の目的等についてであります。薬の待ち時間が長いということを出発点、薬はもうからないなどの理由から院外薬局が決まりました。薬の受け渡し時間の長い原因。また、薬の患者への請求額は国によって決められています。院外薬局が十分もうかっているのに、なぜもうからないのか、仕入れ次第ではないか、それらを含めて要因についてお尋ねします。

2点目は、直近25年度決算黒字が実質莫大な赤字の要因ですが、決算上は8億円余りの黒字を出しています。しかし、これは単年度限りの特別利益などのため、この内容と額について、またこれがなければ逆に莫大な赤字になっていたわけですが、前年と比較し、大きな差異のあった項目と額についてお尋ねします。

3点目は、新館建設をはじめとした再整備事業に伴う収支のシミュレーションであります。

300億円からの総事業費、そして200億円からの借金をしても、絶対経営上問題はないと言われ計画されましたが、計画時点の収支シミュレーションと比較した中でどうなのかお尋ね

します。

4点目は、地方独立行政法人制度の目的と活用の基本についてであります。

この制度は、いつ何を目的にできたのか、そしてこの制度にするための交付通知においての基本的なことはどのように示されているのか、お尋ねします。

5点目は、独立行政法人に移行しなければならない事由であります。医師不足解消のために作られた検討委員会、その答えは全くなく、出たのは経営の形態を独立行政法人に26年末までにすべきという、これが金科玉条であるかのごとくの報告、それによって旭市の命運を左右する議案がこの議会に出ましたが、独立行政法人にすることによって、現在の問題点がどのように解決されるのか、また、一番懸念される病院が赤字になった時、旭市が逃れられるのか、旭市として十分検討した結果の選択肢であれば、具体的にお尋ねします。

次は6点目でございますが、患者、医師等の推移についてお尋ねします。

平成18年度と25年度の医師数と入院、通院に分けての患者数、それと医師1人当たりの入院、通院に分けての患者数と、それらを比較した増減数。

また、100万医療圏と言いますが、どの地域までを指すのか。また、何を根拠に医療圏と言うのか。そして、現在の市内の患者の率についてお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋利彦議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、大きな2番目の（5）番目、地方独立行政法人に移行しなければならない事由についてということでお答えをしたいと思います。

この制度につきましては、あくまで経営手段の一つでありまして、独法化すればどんな問題でも自動的に解決できるものではありません。しかしながら、現在の地方公営企業法全部適用に比べますと、柔軟、迅速な経営が可能となり、医師、看護師等の確保においても容易性が増すことがあります。それと、公務員としての枠を外すことで、より柔軟になると思いますし、このことが特に近年目まぐるしい変遷をする国の医療政策への対応が容易であること、民間的な経営手法の導入により経営の即応性が増すなど、結果として問題が解決しやすくなるものと考えております。

なお、赤字の問題であります。現在の公営企業法全部適用においても、また地方独立行

政法人に移行した場合でも、その処理の方法に変わりはありませんが、地方独立行政法人においては、評価委員会からの業務改善勧告などの経営効率化に係る法制上の措置、あるいはまた情報公開、そういった部分で経営に対する厳しい目が向けられるため、法人の経営努力が促進されるものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、交付税に関して2点、それから市債に関して2点お答え申し上げます。

まず最初に、国の交付税の現状ということで、交付税の出口ベースでの25年度と18年度の比較です。平成25年度が17兆624億円、平成18年度が15兆9,073億円となっておりまして、比較いたしますと1兆1,551億円、7.3%の増となっております。

二つ目に、市の交付税の関係で、市全体の25年度と18年度、それから市と病院に分けた時の25年度と18年度ということでお答えいたします。

まず、市全体の地方交付税の総額ですが、これは臨時財政対策債を除いたもので申し上げます。平成25年度が93億1,953万1,000円、平成18年度が76億2,002万9,000円となっておりまして、比較いたしますと16億9,950万2,000円、22.3%の増となっております。

市と病院を分けた場合ですけれども、まず市分です。25年度が72億2,382万5,000円、18年度が64億2,371万6,000円、比較しますと8億10万9,000円、12.5%の増となっております。続いて病院分ですが、平成25年度が20億9,570万6,000円、平成18年度が11億9,631万3,000円、比較いたしますと8億9,939万3,000円、75.2%の増となっております。

次に、市債についてですが、25年と17年度、それぞれ年度末の市全体の借入額、それから市と病院に分けての借入額、さらに市分については建設事業と一般財源に使われる臨財債に分けてということでありました。

まず全体ですが、平成25年度末が615億6,678万7,000円、17年度末が492億9,526万円、比較いたしますと122億7,152万7,000円、24.9%の増となっております。このうち、病院を除いた市の起債ですが、25年度末が328億8,445万6,000円、17年度末が337億7,137万9,000円、比較いたしますと8億8,692万3,000円、2.6%の減であります。

続いて病院事業ですが、25年度末が286億8,233万1,000円、17年度末が155億2,388万1,000円、比較しますと131億5,845万円、84.8%の増となっております。

それから、病院分を除く建設事業分の起債とその他ということですが、まず建設事業分で

す。平成25年度末、205億3,174万1,000円、17年度末、265億5,635万5,000円、比較いたしますと60億2,461万4,000円、22.7%の減であります。

それから、臨時財政対策債など一般財源として使える起債の残高ですが、25年度末が123億5,271万5,000円、17年度末が72億1,502万4,000円、比較いたしますと51億3,769万1,000円、71.2%の増となっております。

それから、市債の交付税算入額について、25年度と18年度ということでした。

まず、市全体の25年度分の元利償還金に対しての算入額を申し上げます。元利償還金が51億9,253万4,000円に対して、算入額は49.1%の25億4,981万8,000円で、市の実質負担額は26億4,271万6,000円となっております。平成18年度は元利償還金55億1,226万4,000円、これに対しまして算入額は32.9%の18億1,385万8,000円で、市負担額は36億9,840万6,000円でありました。

平成25年度と18年度を比較いたしますと、元利償還金で3億1,973万円、5.8%の減、交付税算入額で7億3,596万円、40.6%の増、市負担額で言いますと10億5,569万円、28.5%の減となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、行政改革推進課からは、行財政についての5番目ということでお答えいたします。

まず、行政改革の効果としてこれまでの削減額、それから今後の見込額の主なものとして、人件費の削減額と公共施設の統廃合に係ります削減額等を申し上げたいと思います。なお、実績額は合併後から本年、平成26年度の見込みを含めた合計となります。また、計画額は平成27年度から33年度までの第三次行政改革アクションプランの期間に見込まれる現時点での効果額をまとめた額でご回答させていただきます。

人件費につきましては、削減額は11億8,400万円余り、今後の削減見込額は2億1,500万円余りということで、合計では約14億円の削減となります。なお、職員数につきましては、実績として143人の削減で、計画では40人、合計で183人の削減見込みとなります。

続きまして、公共施設を統廃合いたしますと、それまで経常的に支出しておりました維持管理費が削減されます。これらを効果額として算出してみますと、実績としては1,300万円余り、計画では1億9,200万円余りということで、合計は約2億500万円余りの削減となります。

そのほか、アクションプランでは、業務の民間委託による削減効果額として1,000万円を見込んでいます。

行政改革によります支出の削減効果の実績と見込みを合わせますと、実績は約12億円、計画は4億1,000万円余り、合計では16億1,000万円余りの削減効果となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、2番の中央病院についての（1）院外薬局移行の目的等及び（6）番の患者、医師等の推移についてお答えさせていただきます。

まず、第1番目の院外薬局移行の目的等で、薬の待ち時間がどうして長いのかといった前半の質問でございますけれども、平成24年度から、病院薬剤師の役割として入院患者さんの薬剤に関する安全管理が求められるようになり、病棟ごとに専任の薬剤師を配置し、病棟の業務を行うことが義務付けられました。

これに伴いまして、当院でも平成25年11月から薬剤師を病棟に配置することといたしました。さらに今年度に入り、薬剤師5人が退職したことなどから、患者さんの混雑している時間帯には、病棟担当の薬剤師を外来処方へ配置し応援させるなどして努力はしておりますが、なかなか待ち時間の解消ができず、患者さんにはご迷惑をかけることとなっております。

それから、次の質問でございますけれども、院外薬局は十分もうかっているのに、院内薬局はなぜもうからないのかというご質問でございますけれども、これは医薬分業を進める国の方針によりまして、調剤薬局に利益が上がるような仕組みになっているということでございます。なお、仕入れの仕方が悪いのではないかとということですが、大量購入をしていない小さな調剤薬局でも経営が成り立っているということを考えますと、調剤薬局に対する診療報酬制度そのものが利益が出るような仕組みになっているということが考えられると思っております。

次に、6番目の質問でございます。患者、医師等の推移についてということで、患者数及び医師数の推移、それから100万人の医療圏の範囲と根拠、それから現在の市内の患者数ということでお答えさせていただきます。

最初に常勤医師数ですが、平成18年度、238名、平成25年度、240名で、2名の増員となっております。

次に外来の延べ患者数ですが、平成18年度、85万4,014人、平成25年度、72万4,579人で、

マイナス12万9,435人でした。医師1人当たりの外来患者数は、平成18年度、3,588名、平成25年度、3,019名で、マイナス569名でございます。

次に入院患者数ですが、入院患者数につきましては、精神科の病棟で自立支援を推進し、稼働病床数の削減を大きく行った結果、精神のほうにつきましては200床余りの病床数の差がありますので、一般病床の数字でお答えさせていただきます。

平成18年度の一般病床の入院患者数は25万6,672人、平成25年度は25万3,458人で、マイナス3,214人でした。医師1人当たりの一般病棟の入院患者数は、平成18年度、1,078人、平成25年度、1,056人で、マイナス22人となっております。

次に、100万人の医療圏という範囲と根拠という質問ですが、範囲につきましては、当院を中心に半径30キロメートル、市町村で言いますと、西は東金市、八街市、成田市など、北は茨城県鹿嶋市、神栖市、潮来市などとなっております。

根拠といたしましては、入院、外来ともに常時一定数以上の来院数のある地域としております。

次に、現在の市内の患者数は、直近の1月の数字で申しますと、外来が2,312件で全体の33%、入院が589件で全体の28%となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから2番の（2）直近の25年度決算黒字が実質赤字の要因についてということで、その中で特に前年比、差異の大きい項目と金額はというご質問にご回答申し上げます。

まず、平成25年度決算におきましては、病院事業収益が361億7,900万円、病院事業費用が353億2,600万円で、病院の退職手当負担金の減免分、またそれに伴う市からの繰入分を含めまして、平成25年度の当期純利益は8億5,300万円というところでございます。

そのほか、25年度の特異要因といたしましては、既存棟の解体費用と償却費で特別損失として約5億円を計上しているところでございます。

ご質問のありました費用面で、前年と比較して増加額が多いものということでございます。

まず、給与費でございますけれども、こちらは法定福利費、先ほど申し上げました退職手当の関係を除いたところの給料、手当、賃金で、前年よりも6億5,000万円ほど増加してございます。また、そのほか前年比増加額の多い項目といたしましては、材料費が5億3,000万円、開発費償却費が2億円、委託費が9,000万円、光熱水費が8,000万円増加しているところ

ろでございます。

続きまして、（３）の新館建設をはじめとした再整備事業に伴う収支シミュレーションと
いうことでございます。現状はどうかということでございます。

平成19年８月の全員協議会でご説明いたしましたシミュレーションと現状の比較を申し上げ
ます。

22年度は、当初２億円の利益見込みでございましたが、１年前倒しで７対１看護基準を獲
得し、実績につきましては16億2,300万円と、大幅な利益増となつてございます。また、新
本館オープン初年度の23年度は、15億4,300万円の赤字見込みに対しまして、実績は４億500
万円の黒字でございます。24年度は、２億1,400万円の赤字見込みに対しまして、実績は１
億3,700万円の黒字でございます。25年度は、４億5,600万円の黒字見込みに対しまして、実
績は８億5,300万円でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 大きな２番目の中央病院についての中の（４）地方独立行政法
人制度の目的と活用の基本についてということで、この制度は何を目的にできたのか、それ
から、基本的なことはどのように示されているのかということのご回答を申し上げます。

地方独立行政法人制度の目的と活用の基本についてですが、この制度は平成16年４月１日
から施行された制度でありまして、目的や設立に当たっての基本的な考え方は、平成15年７
月17日付の各都道府県知事宛てに総務省から発せられました地方独立行政法人及び地方独立
行政法人の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布についての通知に示されていると
ころであります。

この通知文書によりますと、この制度の目的は、自律的かつ弾力的な業務運営を行うとと
もに、適切な事後評価と見直しを行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図
ることとされております。また、設立に当たっての基本的な考え方は、まず対象となる事務
事業について、その廃止や民間譲渡の可能性について十分な検討を行い、その上で公の施設
の指定管理者制度の活用等と比較検討をし、地方公共団体が自ら実施することよりも地方独
立行政法人を設立して行わせるほうが効率的、効果的に行政サービスの提供ができると判断
される場合に設置することが適当であるということが示されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、大きな1点目でございますが、交付税、先ほどの答弁を聞いてみますと、この10年で1兆2,000億円しか増えていないわけでございますが、そういう中でやはり当時とは違って交付税の単価、これもだいぶ変わっていると思うんですが、いずれにしても交付税というのは人口、それから面積、それから道路の長さ、これで交付税というのは基本的には決まると思うんです。そういう中で、この10年たった中で当時と比較して単価はどういうふうになっているのか、またそういう中で計算した場合、旭市は減るのか増えるのか、まずその辺お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 基準単価のお話ですが、単純に先ほどの18年と25年度を比べますと、例えば人口1人当たりですとか道路1メートルあるいは平米当たりの単価は下がってきております。したがって、その基準単価だけで計算した時には、従来ある基準単価だけで計算すると当然下がっているということだと思います。詳しい額については数値を持ち合わせておりませんので、それぞれについてはご容赦いただきたいと思います。

ただ、その他の経費も増えているんだということもありますので、全体を見ないとよく分からないということです。申し訳ありません。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今持ち合わせていないということですが、18年度と25年度を比較しますと、人口、面積では大幅に上がっているんです。しかし、道路ではかなり低くなっているんです。そんな中で、これは私が計算したんじゃない、財政課から出た数字ですから、全体で十一、二億円増えているわけなんですよ。そういう数字が増えているわけですね。そんな中で、これは何も合併しないところにもこの交付税というのはいろいろ影響がありますのでね。増えている中で、もし分かればこの近隣の市町村の交付税、本来だったら合併したところは上がりますよ、合併しないところは下げますよという中で、この近隣、東庄町も銚子市も合併していないわけですよ。そんな中で、この交付税が上がっているかどうか、その辺お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。銚子市、東庄町とも確かに上がっております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、今になってあれなんです、合併してほとんどメリットがないわけですよ。私が持ち合わせている数字からやりますと、銚子市も約2億7,000万円、東庄町は2億8,000万円上がっているんです。そうすると、人口割でやったら東庄町は1万五、六千円なんです。ここの4分の1しかない。その計算でやりますと、東庄町あたりは10億円も上がっているわけですよ。全然、ですから合併したメリットがないと思うんですが、そういう中で財政課長、どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 確かに、銚子市、東庄町等合併していない市町についても増額されているんですが、比べてみますと、旭市を含む3団体について臨財債を含めた交付税全体の18年度、25年度で比べますと、旭市は12億円余りの増、それから銚子市は8億円余りの増、東庄町は2億円余りの増となっておりますが、特殊需要を除いた、特別交付税を除いた額、普通交付税の額で言いますと、旭市は約12億9,000万円で22%強の増、それから銚子市は2億3,000万円余りで4.7%の増、東庄町はやはり2億円余りの増で15%ぐらいの増ということで、増額幅は大幅に旭市が多いという状況ですので、その辺にも合併のメリットはあるんだろうなと思っております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それにつきましては、私はもう質問しても答弁のあれがありませんので、私はあえてこれは質問しない。ただ、言わせてもらうのは、臨時財政対策債というのは、交付税には全然関係ないわけですよ。それと同時に、国に金がないから、個人に言わせれば、今までは子どもを大学にやっているのに毎月20万円やっていたと。しかし、親に金がないから、20万円が10万円しかできないから、10万円はおまえの名前で借りておくよと。後でその借金は払ってやるからということなんですよ。そうしますと、前と比べて交付税が増えてくる、それをやりますと逆に減っているということなんですよ。これは私の質問ではありませんからね。

そういう中で、2番目の交付税の現状の関係でございますが、18年度と比べますと約17億円増えていきますね。その中で、中身を見ますと市が8億円、病院のほうが多くて9億円なんです。そうすると、病院のほうが多い算定の基礎というのはどういうことになっているんで

すか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 中央病院が大幅に増えている理由ということですが、比べてみますと、一般病床数に要する算定額、これが2億3,000万円、それから元利償還金に対する算定額が8,600万円、児童手当に対する算定額が5,800万円、多いものはこんなところなんです、こういう大幅な増、算定の基礎に対する大幅な増があったということでもあります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、病床数でそんなに交付税は変わるということなんですか。昔と病床数は大体同じだと思うんですが、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 交付税の算定の基礎の中で言いますと、まず単価ですが、1床当たりの単価が18年は48万9,000円でした。それが25年では71万3,000円見てくれているということでもありますので、先ほどの変化になったということでもあります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、その辺は分かりました。

そういう中で、3番目の借金の問題でございますが、市全体では合併時と比較して約122億円増えているわけですね。しかしながら、市の借金が減っていますから、逆に今度はここで数字のマジックになるんですが、市と病院の差額が今度は市全体では上乗せになってしまいうから、病院の借金のほうがずっと多くなってしまうわけですよ。市の借金は約9億円減っていますから、だからここでいや増えたなと思ったのは、これはただ単に全体で病院だということなんです、病院がこれ以上に増えているということなんです。そんな中で、それはまあいいですよ。そういう中で、このインフラ整備の借金、それから何にでも使える臨財債、これがインフラが60億円も減って、逆に生活のための借金が増えるということは、これはどういうことなんですか。一般の家庭であれば生活が大変だということなんです。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 建設事業に対する借金が減っている中で、臨財債、何にでも使える

借金が増えているのはどういうことかということですが、まず臨財債というのは交付税算定の中で需要額を決めて、収入額を決めて積算して、その足りない分を交付税で措置するという中で、先ほど議員からもありました交付税の基礎となる国の収入の足りない部分について、今はおっしゃるとおり取りあえず市の名義で借りておいてくれという借金でありますので、どういうことかと言われれば、交付税の算入に見合う交付税として国の収入がなくなっているというのも確かだと思いますし、また地方公共団体における財政需要がそれだけ増えているということもあろうかと思います。そんなことから、市長会等ではその財源を増やしてくれということを要望しておりまして、27年度についても交付税に当たる5税の配分率を見直した中で、900億円ほど国のほうでも増えているという事実もございます。

そんなところで、何が理由かと言われれば、やはり行政需要が増えているということだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 結局、親が金ないのは十分分かっているわけです。それで幾ら増やせと言っても、これは無理だと思うんですね。その中で全体の借金、私が見たら、いや借金は大部分がインフラに使おうと思ったら、中身を見たらほとんど半分がかなり生活に使ってしまっているわけ。ということは、逆に国が進めている行財政改革ですか、これができていないということだと思うんですよ。その辺どう思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 国の行政改革の進み具合についての言及はちょっと控えさせていただきたいと思いますが、市で臨財債に入ったものが全て、先ほど、一番最初に議員にありました飲み食いに使われるわけではなくて、建設事業の市の持ち分、最初からの市の持ち分にも使われておりますので、その辺の色は特にないんだろうと思っております。

したがいまして、建設事業が全然できていないということでもないと思っておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいなと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、この臨財債というのはどういうものにも使えるわけですから、ですから、そのインフラ整備にやった、その借金を払うのにも使えるわけですよ。ですから、そういう意味では、たしか課長の言う答えも一理ありますけれども、いかに、何て言いますかね、前向きの借金ですか、建設は前向きの借金でしょう、これが減る、

それから臨財債が増えるというのは、ちょっとこれは一般ではおかしいと思うんですよ。その辺をよく、これからの予算編成の中で検討していただきたいと思うんですよ。結局、私は簡単に言いますと、臨財債の借金もいっぱいあるから今度は事業できないと、そういうふうにも捉えてしまうわけです。これは、立場が変われば物の見方、考え方が変わりますからね。

続いて、交付税の算入の問題でございますが、4番目、25億円ほど25年度算入されたと。しかし、25億円算入されても、交付税全体で見たら16億円か17億円しかないわけですよ。そうすると、どこにこの算入の根拠があるのかということになってしまうわけです。

本来だったら交付税が増えた分だけ、ですから全体では25億円増えているんですから、交付税算入の中で目に見えなくちゃならないわけですよ。しかし、交付税算入の中では、あの臨財債、合併特例債の数字はありますけれども、ほかの、皆さん方がよく言う、有利な財源を使って何かやりますと、そういう算入の数字がどこにあるんですかね。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、臨財債について先ほども申し上げましたが、交付税として交付すべき額で足りない分を国と地方公共団体で折半しようということで臨財債の発行が許可されるようになっております。全国市長会などもそうですけれども、基本的には、地方公共団体の側から見ると、臨財債は交付税であるという考えもできるんだろうと思います。そんなところから、25億円臨財債が増えているから、それが全てということではないんだと、合わせて交付税だというふうに考えて使っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、合わせてということであれば、結局25億円から16億円か17億円少ない、不足部分があるわけですよ。そうすると、全体でやりますと、借金はちゃんと見てくれるけれども、今度真水の交付税が、どうにでも使える交付税が少なくなってしまうということでしょう。全体のパイが同じですから。そうでしょう。交付税で借金分を見てくれば、例えば100億円あったと、今まで交付税が借金分の交付税を見てくれたのは30億円であったと、それが今度は50億円見たら、出口の交付税というのはそんなに変わらないでしょう。そうなった場合は、借金は見てくれるけれども、真水のどうにでも使える金がなくなってしまうということでしょう。その辺どういうふうに市としては見ているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、ちょっと頭の中がぐちゃぐちゃしてきてしまいましたけれども、需要額があつて、収入額があつて、足りない分が本来交付税だと。交付税としてその年に国から現金で交付できない分は取りあえず臨財債として借りておきなさいということで、全体が交付税だというお話を先ほどいたしました。

議員のおっしゃっている後で算入されるというのは、借りた借金の返済分を交付税で後年度にくれますよという制度ですので、そこが増えるとか減るとかは、国の命というか指示というか都合によって市が借りた分の借金が増えていくわけなので、それは基本的には最初に借りた臨財債の返還に充てていますので、それが増えた分は、基本的にはもらった時には使えない金だというのが原則だろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、ここに今、升がありますね。交付税の出口、そんなに変わらないわけですよ。一つの升ですから。片方が増えれば片方が減っちゃうでしょう、原則的には。そうすれば、交付税算入を多くされれば、片方が減っちゃうわけですよ、真水の部分が。そうじゃないんですか。そうすると、結局真水の部分は住民サービスに使えるわけなんですけれども、結局真水の部分が少なかったら住民サービスが低下するということじゃないんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） どう説明していいのかがよく分からなくなってきているんですが、臨財債そのものは、先ほども申し上げたように交付税の一部だと考えますと。高橋議員のおっしゃる後年度に返ってくる分、これが交付税の出口ベースの中で増えていってしまうから、交付税の出口ベースは本来もっと広がっていかなければいけないんじゃないのかという、多分ご指摘だろうと。そこが同じだからほかが減ってしまうということですが、算定の段階でその年に足りないもので考える時に、その年に払わなければいけないもの、これも考えてくれていますので、基本的には国がこの制度をやめようとかどうにかしようと思わない限りは、その年に必要な額には返済分も入っているし、その年にそれこそ飲み食いで使う分も入っているということですので、その辺は国の制度を信じるしかないだろうと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その問題はここで論じてもしようがない。私の言いたいのは、国から

出ている交付税はそんなに変わらない。そんな中で、市町村の交付税ですか、算定される、年々増えているわけですよ。そうすると、パイが一つの中では、片一方が増えれば片方が減るのは当然ですよ。ですから、そこで……

(発言する人あり)

○21番(高橋利彦) 結局、住民サービスに充てられる、何にでも使える真水の交付税が減ってしまうと。借金分は見てくれるけれども。

(発言する人あり)

○21番(高橋利彦) これは私の4回目ですからいいですよ。

次、行財政改革についてでございますが、先ほど最終的には16億円余り、実績、計画を含めて減らすということでございますが、そんな中で、実績の公共施設、1億3,180万円ですか減らしたと、この内容ですね。

それから、行政改革課、これは市長の肝いりでできたわけですが、これはもう五、六年になると思うんです。それまでの概略の経費、人件費を含めて、どのぐらいかかっているのか。そういう中で、その後、人件費は別ですよ、この公共施設を含めた削減はどのぐらいできたのか。つまり費用対効果ですね。その辺をお尋ねします。

○議長(景山岩三郎) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(加瀬正彦) 実際の公共施設の削減の状況ということがございました。

公共施設の統廃合、過去に実際に進めてきたところを少し申し上げれば、合併以後、例えば山の家の廃止、それからシルバー活力センターの廃止、青少年憩いの家の取り壊し、大原幽学キャンプ場の廃止、それから埴地区の保育所の廃止、それから小さいところでは公衆トイレ等の取り壊し等も実施しています。それと、海上地区にありました庭球場の廃止、それから市の教職員住宅の取り壊し、墓地の民間委託、第2、第3学校給食センターの統合等を実施してきているところでございます。それとあと、農村環境改善センターは今現在休止していると。このような形で、公共施設等は年次を追って実施してきているということになります。

それと、行革課、確かに五、六年になります。それまでのこれは人件費を加えた額ということなんだと思いますけれども、例えば年4,000万円かかって6年であれば2億4,000万円ということになるかと思いますが。これはあくまでもその額ということになります。

例えば、今後、公共施設につきましては、公民館の機能移転であるとか、それから公用車等の削減も大幅に考えておりまして、あと南分館の廃止等も今後の計画には入っているとい

う状況でございます。

費用対効果、これは25年度にも行革課のほうに投げられていたような気がします。

この行革の役割なんですけれども、さまざまな取り組みがございます。各担当課と連携して、調整を図りながら推進していくものでございますので、その業務全てが減額に結びつくということではない、減らすだけが業務ではないということをご理解いただきたいなと思っています。

アクションプランを策定いたしまして、進行管理や点検を行って、確実な行革の推進に努めてきたところでございまして、これまでも事務事業評価等を実施いたしまして、事業の成果の向上、それからコストの縮減を図ってきております。それと、改善することによって、市民サービスの向上ができてきているだろうと。

それから、課ができてからは、窓口業務のあり方を検討いたしまして、市民が利用しやすい窓口へと改善することができています。これはサインであったり、ローカウンターの設置であったり、これは目に見えないところでそういう動きもしていると。

それから、公共施設については、活用方針を策定いたしまして、これに基づく統廃合を先ほど申し上げたような形で実施してきていると。

あと、今年度、昨年の6月には公共施設白書を策定いたしまして、今後の公共施設等の総合管理計画の策定に取り組むその準備段階で、今、周知に努めているところである。

そういったところを踏まえて全て実施してきているということで、職員が1人いるから例えば職員の1人分600万円であるとかそういうのを減らさなければいけないということでもありますと、市の管理部門は全ていらなくなってしまいますので、そういうことではないということをご理解いただきたいなと思っています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、結局合併というのは、基本的には行財政改革、これが主眼であったわけです。それでスリムになってと。そんな中で、市長の鳴り物入りでこの行革課ができたわけですよ。今、市長聞いてお分かりのように、五、六年ですか、それで、人の問題は別ですよ。人はもう当然この合併の際に削減計画を出された。これは別です。公共施設、五、六年して1,300万円になる。それで、人件費、先ほどですと人件費を含めて四、五千万円。こういう中で、現状市長はどういうふうに、この行革課を作った中でどれだけの効果があったのか、その辺、市長にお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 実績、効果については、今、課長から詳しく説明がありました。

私のほうからも、行政改革推進課でこの5年間、本当に頑張ってくれたということは、大きな地方の命題であります行財政改革、それが少しは、全員といいましょうか、市民、行政側、あるいはまたいろいろな部分での認識、意識の向上には役立ってきている。そういった中で、行政改革はぜひ理解をして進めていかなければならないというような方向性はきちっと出ているものと思います。

そんな中で、白書の作成、公共施設の利活用、そしてまた更新問題、いろいろな部分での調査、研究もしていただきました。また、大きな課題でありました徴収率の向上につきましても、行政改革推進課が音頭を取って徴収率のアップに頑張ってきていただいたところであります。

先ほど申しましたように、内部の行政改革、仕組み、組織、そういった部分もメスを入れるというようなことで頑張ってきていただいているわけであります。

いろいろな効果が今上がってきているわけで、具体的な数字の実績は上がらないというような部分でご指摘があると思いますけれども、大きな国の流れ、行財政改革、そういった方向を担うということでは、やはり市にもそういった部分で骨を折っていただける部署がなければならぬと、そんなように思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 絵に描いた餅では何にもならないわけですよ。もう10年したらメリットが、何て言うか、交付税も減らされるということはもう既に分かっているわけでしょう。そういう中で、絵に描いた餅じゃなく数字をそこに置いた中でやるのは当然です。そのためにこの行財政課を作ったんじゃないんですか。それが、今まで何億円もかけて、たった一千何百万円、これでは何のために作ったんですか。これは市長が鳴り物入りで作ったわけですよ。そんな中では、もっとこのセクションに市長は口出ししていいと思うんですよ。これでは作った意味が全然ないと思うんですよ。それで、既に、もうあれですよ、後期5年間、猶予期間ありますけれども、そんな中で、今まで1,000万円ちょっとしか削減できないものを、1億9,000万円ですか、これ市長どういうふうにする考えでいるんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、数値的にはなかなか実績が上がっていないという部分はありませんけれども、公共施設といいますのは、やはり市民が、みんなが使うものであって、その統廃合、廃止、そういった部分は大変な大きな努力、苦勞があると、そんなように認識しているところでありまして、各地区にもいろいろな施設があるわけでありまして。それを統廃合するというのは、やはり地元の住民の説明やいろいろな部分での理解をいただかなければ統廃合も廃止もできないわけでありまして、そういった面では議員の皆さん方にも地域の皆さん方のご理解をいただけるような、そんな応援をしていただかなければこの行政改革はなかなか進まないと、そんなように思っておりますので、今後ひとつそういった部分では皆さん方にもよろしくご支援をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、中央病院の問題で、院外薬局の件についてお尋ねいたします。

この院外薬局、薬がもうからないからということで院外薬局にしたわけですが、利益率はどういうふうになっているのか。そういう中で、この入札はどういうふうになっているのか。また、院外薬局にする場合は市長に当然話があったと思います。こういう重要なことです。そういう中で、市長はどういう認識の基に院外薬局にしたのか、まずお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 院外薬局に出す、変更する時に相談があったかということでもありますけれども、きちっと説明を受けました。今の現状、そしてまた国の流れ、病院の流れ、そういったものを聞きながら、薬剤師の問題、人件費の問題、そしてまた薬価利益の問題、そうい

った部分を聞きまして、それと待ち時間の問題、そういったものも解消できるということの中で、全て今までよりはよくなる方向だということを聞かされまして、院外薬局に踏み切ったほうがいいというようなことで私も同意をしたところであります。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 利益率はどうか、それから入札の手法はどうなっているのかというご質問ですけれども、利益率といった形ではちょっと手元にございませぬ。ただ、先般の再度薬剤部関係で収支を見込みましたところ、平成26年度の見込みとしては薬剤部関係では1億4,900万円程度の赤字になるというふうに見込んでおります。

それから入札につきましては、薬品ごとに相見積もりをとってそのうちの安いものを購入する方法をとっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 相見積もりというのは、この薬の売り値というのは国で決まっているわけです。2年に一遍の医療審議会の中で決まっているわけですよ。それで、一般であれば売り相場幾らにする、そんな中で仕入れ。それが、もう売り相場が決まっている中で相見積もりって、当然原価計算をした中で向こうだつて入札の価格の値段を出してくると思うんです。それで、一般の薬局が、院外薬局がもうかるのに中央病院がなぜもうからないのか。そういう見積もりを出してきた中で、当然、よその病院、それから薬局ですか、そういうものの仕入れも普通であればある程度は情報として持っていると思うんですよ。それでなくてはまた入札もできないわけでしょう。

そんな中で、また院外処方にするという新聞が出ました。その中で、病院側としては数年前の患者アンケートでも7割が院内処方がいいという希望が出ていると。全く矛盾していると思うんですが、それをどういうふうに考えているのか。当然これは市長も新聞報道された内容を知っていますね。

それから、この院外薬局制度ですか、これなぜできたかということなんですが、当然市長、その辺は十分、院外薬局はなぜできたか、その基本も知っていると思いますよ。それだけの決断を下すということでもありますので。じゃ、院外薬局のできた根本ですね、それをお答えいただきたいと思います。

そんな中で、この院外薬局の問題についてであります、ここにもちょっとありますが、

国内最大手の製薬会社社長の年俸が2億円であるのに対し、調剤薬局チェーン代表はその二、三倍とかと。これは株式上場時にその社長の年俸が出たからこういうことが載っているわけですが、それだけ調剤薬局はもうかるわけなんです。ですから、いずれにしても院内薬局がもうからない理由、その辺を具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 院外薬局を認める最初のいろいろな部分での国の指導といいましょうか、そういった部分についてははっきり私のほうは知らなかったということでありますけれども、ただ、病院からの説明で、待ち時間、そしてまた薬価差益が少なくなってきた、薬剤師が多くかかる、今度もっと病院の中でも細部にわたっての薬剤が分化されるということの中で、薬剤師ももっともっと必要になるというような話もありました。いろいろな部分で方向性を示されまして、病院の行く方向がいいのではないかとということで承認をしたわけでありますので、詳しいことについては事務部長のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず、質問が多岐にわたっていますので、漏れたものがありましたらまた後で追加したいと思いますけれども、まず原価計算しているはずなのにとということで、ほかの病院の仕入れとかそういうものも知っていると、そういうことであれば入札できるんじゃないかというようなことだと思うんですけれども、基本的に普通の商品でも定価と売り値というのは違うわけでありまして、薬につきましても同じで、公定価格である薬価につきましては、当然業者はそれを売るために値引いてくるということです。ただ、ほかの病院、それから薬局等がどういう価格で仕入れているかということについては、私もそういう資料を持っておりませんので、基本的には業者間を競わせて、その中から一番安い薬の価格を提示したところと交渉をして買うと。これは多分ほかの病院でも同じようなことをやっていると思っております。

それから、院内処方がいよいよという市民の方々のご意見が出ているということで、それをどうして院外にするのかということについてどういう考えを持っているのかというお話でございますけれども、先般、今市長の方からもお話がございましたけれども、11月28日の全員協議会の席で、患者サービスの向上への対応と、それから薬剤師法の改正、それから職員確保が困難になっている、それから収益面でも非常に苦しくなっているという3点をご説明して、市民の方には若干ご負担をかけるけれども移行させていただきたいというようなことで、ご

理解をいただいたものと考えております。

なお、市民の方のご意見であっても、病院のすぐ前に院外薬局も多数今予定されておりますので、院内であることと院外であることでそんなに手間等がかかるわけではございませんので、その辺はご理解いただけたと思います。また、他市町村からいらっしゃっている方につきましては、地元で薬を受けられるということもございますので、その辺では利便性等もはるかに今よりはよくなるものと考えております。

それから、医薬分業につきましては、ちょっと今、すみません、市長のほうから詳しくということだったんですけれども、細かいものは持っておりませんけれども、既に国の方針として医薬分業というのは打ち出されておまして、それにつきましては既に県内の自治体病院、普通の病院というわけではございませんで、自治体病院28ございますけれども、そのうち既に24の施設が院外薬局に移行しております。全国でも自治体病院の統計ですけれども492のうち417施設が院外処方を行っているということで、今県内でやっているところについても特殊な病院を除くとうちの病院だけということで、我々としましても国の施策に沿った運営をしていくというのも一つ公立病院のあるべき姿だと思っておりますので、院外処方に移行するということにつきましては十分ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、この医薬分業ですか、これは、診察は医者、それから調剤は調剤薬局の薬剤師と、それぞれの専門家が当たるということで、薬漬けの医療から脱却しようということでこの医療の抑止策のためにとられたわけです。しかしながら、今度やってみますと、医者のほうからすれば、薬を輪ゴムでつづるだけでそんなに処方箋料を取るのかという問題もあるわけです。ですから、そういう意味からすれば、今の皆さん方の考え、また変わってきてしまうと思うんです。あえて院内のほうが私はいいいと思うんですよ。

それで、院内にする、院外にするということの中で、患者というのは弱者なんですよ。よそでもらうなら院内のほうがいいと思うんですがね。そんな中で、最終的にやはりこれは政治的な決断だと思うんです。もうかる、もうからないも含めて。ただもうかる、もうからないであれば、これは何も最終決断を下す市長もいないわけですよ。もうかる、もうからないとは別に、患者のために、市民のためにどうするか、これが市長の決断だと思うんですが。

そういう中で、具体的に、聞いただけじゃなくて、具体的に市長はどう思ったのか。そういう中で、説明を受けただけで、では市は、それら説明が来る中で、それぞれの職員がどういう立場、職務権限を持っておられるのか、お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 移行するということについて、実際にどれだけの内容を知っているのかというようなことが総体的だと思いますけれども、それはまず、やはり説明の中で、このままでは赤字に転落すると、院外に今出す時期だというような話を聞きまして、それで大きな決断をしたわけでありまして、それと同時に、やはり病院周辺の産業、そういった部分は、あれだけの大きな旭市の中央病院があるわけでありまして、あの周りの産業の活性化、そういったものも含めながらこれからの旭市づくり、旭市のまちづくり、そういった部分でも大きな決断のポイントであったのかなと、そんなように今感じているところでありまして、あとは移行期間、患者さん、市民の皆さん方からいろいろな部分での要望とかいろいろなものがあると思います。それは病院、市、一致団結しまして、細心の注意を払いながら問題が起きないように対応していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） この問題につきましては、既に全協で何回かご説明を十分にしたつもりであります。また何回もお聞きになるので同じ答えになると思います。

何年か前から、苦悩する病院と繁栄する周辺産業と、こういうようなタイトルで諸橋先生が言い始めたことの一つであります。病院は一生懸命やっておりますが、ただいまのようにメーカーを中心とした、製薬メーカーですね、これが利益率をぼんぼん出して、さらにその下に来るところの、今、問屋という人たちがさらに1兆円産業というふうなことでどんどん成長してまいります。それに引きかえ病院はなかなか利益が上がらないと、こういうのが実情であります。

この医薬分業につきまして、今ご指摘ありましたように過剰診療と、その主なものが薬を出し過ぎだと、これをきちんと管理させてよく患者様にも説明をしてというふうな表向きの理由で、これが医薬分業ということになったわけでありまして、これはただ世界的にも大体医薬分業じゃないところというのは極めて少ないということで、グローバル化というのが全ての面において進められてきたわけでありまして、その一環として経済誘導というのがされて

おりまして、院外薬局、院外薬局と、こういうふうなことでされておりました。

当院につきましては、先ほどのアンケート調査というのを定期的に行っておりまして、患者さん、当初は90%以上は病院の中でやってもらいたいと、こういうふうなことで、毎年やっていて、70%というのは直近の例であります。だんだん待ち時間というのがやはり長くなってきました、患者さんの主な理由は待ち時間が非常に長いと、これ何とかしてくれと、ほかの病院じゃみんな院外やっているぞと、こういうふうな話になってまいりました。こういう期間がもう既に数年たっておりまして、10年以上たっておりまして、直近では74%ぐらいの500床以上の病院はもう全て院外処方に移行しております。したがって、世の中はほとんどがそういうような形でありまして、うちが最後まで頑張ってきたわけであります。

もう一つは経済的な問題がありまして、ご存じのとおり消費税、消費税は病院の場合は損税になるわけで、お薬を買うには税金、消費税を取られますが、患者さんにそれを上乗せすることはできないと、こういう非課税の原則がありますので、これが来年になりますとまた10%に上がるというふうなことも予想されます。

こういうようなことがだんだんおもしろになってまいりまして、非常に頑張ってきたわけですが、なかなかそうもいかなくなってきております。これが2年ぐらい前から市長にはいろいろ相談をしておったわけですが、これはそろそろタイミングとしては今じゃないだろうかと、このようなことでお願いしてご許可をいただいたと、そういうことで今年の夏過ぎからそうしたいと、このようなことでやっております。

ということで、確かにこれ患者様にとって全ていいかということそうじゃない部分も出てきておりますが、しかしそこはやはり全体を考えてみて、多少のご不便がある方がいらっしゃると思いますが、それを何とか運用でカバーして進めていきたいと、このように思っております。

私からは以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、薬の内税、外税の問題もありました。それから、今度は消費税がまた上がるとか。その内税、外税で売る、売らないは、これは関係ない、どこでもそういうことはあるわけですよ。それから、消費税が上がる云々ということもありましたが、結局医療審議会、今年の10月ですか、上がれば本来なら審議会2年に一遍、今年やることになっていた。だから、消費税は全然関係ないんですよ。

それは言ってももうしょうがないので、次の2番目ですね。

赤字は先ほど聞きました。そういう中で、中央病院は交付税、合併当初から見ても約9億円多くなっているわけです。そんな中で、なぜこんな状況になるのか、もう実質赤字でしょう、市長。そういう中で市長はよく、体力のあるうちにといろいろ言いますが、これで市長、体力あると思いますか。それと同時に、また、これ見てみますと、人件費とかそういう問題ですから、もうこれはなかなか削ることができない問題なんです。そんな中で、これからその辺を含めて中央病院が本当にどういう経営になるのか、市長の思い、考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院は地方公営企業法全適でやっています、経営権、そしてまた会計、予算、決算、全部中央病院にお願いをしているわけでありまして、私は総合的な判断の中で是非を、意見を言うということでもあります。そんな中で、開院以来60年間、数字的にはどうなのかと言われますれば、ずっと黒字で来ているわけでありまして。その内容について、高橋議員が言いますように退職金の問題とかいろいろな部分があると思いますけれども、長期のシミュレーション、質問がありましたようにその中では平成25年度、26年度は赤字決算ということを見込んでいたわけでありまして。そんな中で黒字を出していただく、退職金制度の問題もいろいろあって、総合事務組合とかけ合いまして20億円に最低持っていくということの中で、新しいいろいろな規約ができたと思いますけれども、実質中央病院が退職金の手当を払っているのは10億円くらいなのかな。

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 11億円で、実質もらっているのが五、六億円ということでもあります。そういった部分でも、過剰に退職金手当を払っているというようなことも含めれば、やはり今の経営状況は黒字ではないかなと、そんなように考えているところでありますので、そういった部分で私も理解をしているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、黒字であるって、実質やはり赤字でしょう。それから交付税もかなり伸びているわけ、多く行っているわけですよ。そんな中で、体力があることになりませんか、これから。

それで、この25年度ですか、決算内容を見たら、人件費等、そういうものは増えている。

これはもう絶対減らすことのできない経費なんです。そういう中で、じゃ、今後どういう経営になっているか。市長、十分これは病院と話し合いをした中でその答えは出ていると思いますので。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私は、今、先ほども申し上げましたように十分体力はあると、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そういう認識であれば、これは幾ら聞いてもしょうがないですから。

次の新館建設の問題でございますが、この新館建設の中では本来なら赤字になる年度ですね。

（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） ええ、黒字になっていました。これは民主党時代に大幅な診療報酬の引き上げがあったから、それだから早い話がちょうど时期的に恵まれたからなんですよ。それがなければ当然の結果、赤字になっていたと思うんです。この問題はそれだけでいいです。

それから、今度は地方独法の問題でございますが、地方独法、先ほど答弁いただきました。地方独法のつくられたことからすれば、かなり乖離していると思うんですがね。この公営企業法全適、この中で、このまま継続したほうがいいのか、やめたほうがいいのか、そういう中で決めるということになっているんじゃないんですか。それをお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 検討委員会におきましても、独立行政法人に移行したほうがいいのか、それと継続的な全適ですね、その辺の検討についてはしっかり協議をした中で、今回、独立行政法人に移行すべきというような検討結果が出たわけです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、今回、独法にするための議案が出ています。しかしながら、これ独法にするしないじゃなくて、定款ですか、それが通れば独法にできるわけ

ですね。そんな中で、どうなんですか、市長。この前、病院の医師マンションの話がありましたよね。議案に出ました。私も憤慨しましたけれども、そういう議案を出されました。しかし今回は、市長がそれを十分理解、納得した中でこの議案を出されたのかどうか。そうであれば、独法と今の公営企業法全適ですか、どういうふうに違うから、どういうふうにメリットがあるから出されたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の独立行政法人の移行については、もう25年3月に検討委員会の報告書をいただきました。それから2年余り、頭のない私でも十分にいろいろ勉強をさせていただきました。今、そんな中でこの時期に、先ほどの体力の問題ではありませんけれども、そういった時期に地方独立行政法人に移行するのが、一番中央病院のこれからの継続的な、安定的な中核病院としての位置付けをしていけるのではないかなと、そんなような思いで今回定款と評価委員会を提案させていただきました。

主な理由としまして、先ほどお話がありましたように、病院運営に当たっては、昨今目まぐるしく変わる国の医療政策など厳しい医療環境に速やかに対応していかなければなりません。何よりも地域間の自治体同士、病院での関係、そんな中で医師、看護師の確保の競合をしているわけであります。そういった意味でも迅速な対応ができることが最大限に必要なと思われるし、また、公務員法といいましょうか、それに縛られることのないような、兼業の禁止であるとか勤務体系、勤務時間、そういった問題が自由にできるような、そういった部分でも柔軟になるということもあります。そしてまた、単年度予算から3年、4年の継続的な予算の執行も現場の判断として柔軟に対応できると、そういったこともありまして、今の時期、これからもこの地域の発展の礎でありますので、そういった部分で中央病院を継続していただきたいなという思いで独法化に踏み切ったところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 柔軟って、今だって十分柔軟じゃない。むしろ市長より権限があると思いますよ。実際問題、入札やったら何だって。それと同時に、給料だって何だってこの職員の給料はここで決めなくちゃならないんでしょう。それは事業管理者が全部できるわけですよ。それでどこに柔軟性が必要なのか。そんなにあれであれば、議会どんどん開いたって構わないわけですよ。ですから、何のあれもなく、ただ病院から言われたから。それで、

検討委員会の中身だって、ただ柔軟だけでしょう。これこれこうだから独法がいいという、そういう言葉、一言もないでしょう。その辺十分、議員のほうだって独法になってどうかはつきりは、私も分からない、議員もよく分からないと思うんです。やはり私は、独法にするのがいい、公営企業がいいじゃなく、旭市のこの病院がある、これはいいことです。しかしながら、最終的に市民にその負担がかからないような方式、そのために市長はどういうふうを考えているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほど来、柔軟な運用ということで、全員協議会のほうでもご質問ありまして、要は単年度予算統制から、今、中期目標をまだこれから作るわけです。3年から5年という範囲の計画を作ります。ですから、その3年から5年の範囲で中期目標は議決事項になります。議会で承認いただいたという。その範囲内でやはり弾力的な柔軟な運用が図れるということが予算執行上の最大のメリットなのかなと。その辺について、あとは評価委員会ということの制度が、厳しい事業評価ですね、ございますので、その辺も備えた中で柔軟な予算執行ができるということの認識をしております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 単年度予算云々と言いましたけれども、市だって単年度予算でなくできるでしょう、継続で。病院だって同じでしょう。そんな中で、まるっきり詭弁じゃないんですか。私は、どこがどういうメリットがあるのか、それを聞いているわけですよ。

これは5番も関係しますから、そういう中でそれを聞いています。それで最終的に、負担が旭市にかからないようにするのはどういう考えを持っているのか。もうここまで来るとかなり財政的にも厳しくなっているわけです。むしろ、じゃ、それを単純に聞きます。市民に負担のかからない病院経営。

○議長（景山岩三郎） 高橋議員、5点目でいいですね。今の、5番目で。

○21番（高橋利彦） 4のほうで。似通っているからな。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 5点目にしてもらえれば。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 市のほうに負担のかからない、これは今回も提案しております評価委員会、ここの委員会がしっかりとした事業実績について評価をいたします。それで、評価委員会についてはやはり市長のほうにも報告の中で結果について報告します。それで、理事長のほうに勧告をすると。その勧告はその経営に対して改善をする、改善計画です。それを作り上げてくるということで、そういうような透明性のあるしっかりとした評価をするということで、それで負担がかからなくなるのかということではないのですが、常にそういう評価がされるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、今の公営企業法全適で、全然計画も中央病院からはないのか。普通、市だって計画というのはあるでしょう、長期、中期。今度は、結局評価だってちゃんと市はしているわけでしょう。そんな中、今、公営企業法の中で、市は全然、タッチするセクションはあるんですか、ないんですか。そういう中で、どういうふうに予算、決算、市は対応しているんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 公営企業法全適ですから、定期監査があると思います。その監査の中で十分評価していると思います。監査していると思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いや、定期監査でやっていると思いますって、そういうちょっとあまりにも、300億円からですよ。それが、旦那が全然関与しない、計画もない、こんなずさんな経営ありますか。格好のいいこと言うけれども、じゃ、今まで何も中央病院には関与していなかったということでしょう。市長、そうでしょう。だから今度は、今まで中央病院は手も足も出ないから、臭い物にはふたで独法にしちゃえと。独法にしたって、その尻拭いは市がしなくちゃならないわけです。市がするということは、市民がなんですよ。この辺は市長、十分踏まえてもらいたい。それは、市長の財産であれば、なくそうが増やそうがこれは勝手ですよ。市民に負担をかけたならこれは大変なことです。その辺、市長どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） まず最初に、改めて確認をしておきたいということは、地方公営企業法全適ということは、全ての病院の経営、運営、そして予算、決算、一応病院側から市に報告があるということで、病院側で作成するものであります。それを財政と、そしてまた市の執行部、市長、副市長、そういった者で判断をしながら、これでいいのかどうかというような部分は、最終は判断をいたします。しかしながら、その事業計画、そういった部分についても、大きな事業については、当初、予算の時に説明を受けまされども、細部にわたっての高度医療機器とかいろいろな部分での施設設備の充実、そういった部分ではあらかじめ予算編成の時に相談になかった部分もあるということで、医師宿舎の問題は少し憤慨をしたところでありますけれども、そういった部分できちっと予算、決算、そしてまた事業計画、そういったものは市に相談をしていただいておりますけれども、いずれにしても地方公営企業法全適ということは病院の手腕、六十数年間黒字であったその手腕に委ねているところで、これはずっと以前から地方公営企業法全適をしてきたところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、これは要望ですけれども、やはり独法にするのは、最終的には、やめるか、それから指定管理者にするか、いかに負担のかからないようになんです。これで結局、幾ら今まで60年間黒字で来たからと言ったって、経営者の手腕一つなんです。病院が云々じゃない、経営者によってあるわけです。

それから、今、この独法だって問題があるわけです。独法をどういうふうに直すか、閣議でも決まっているわけです。その辺、当然こういう重大なことを決める中では、市長だって知っていると思います。知っていてやっていると思いますよ。ただ、個人がもう議会に出てこないで病院の経営ができる、そういうことじゃなく、やはりどういう経営の形態であろうと、やはり市が最終的な尻拭いをするわけですから、きちっとして管理できるような、そういう体制をとっていただきたいと思います。そんな中で、答えは一つです。どういう経営形態であろうと、市民に負担のかからない病院経営、それを念頭に置いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2 番 高橋秀典 登壇）

○2 番（高橋秀典） 議席番号 2 番、高橋秀典でございます。

第 1 回定例会におきまして、質問の機会をいただきましたこと感謝申し上げます。

東日本大震災から丸 4 年がたとうとしております。犠牲となった方々のみたまの安らかならんことを心よりお祈り申し上げます。そして改めて、今を生きている私たちがなすべきことは何なのかを考える次第であります。10 年、20 年後、子や孫の世代にどんな旭市をつないでいくのか、それは今の私たちのする判断に大きく委ねられているのだと感じます。そのような思いに立って、今回の質問をさせていただきます。

まず、中央病院の地方独立行政法人化に関連してお伺いいたします。

私は、不採算とされる政策医療への責任やまた職員の雇用、労働条件等がしっかりと担保されるのであれば、独法化により企業的な経営手法のよい側面を取り入れて柔軟かつスピーディーな経営を行うということは、病院にとっても、そして結果的には市民にとってもプラスであると思いますし、プラスにならないのであれば独法化の意味はないものと考えます。

しかしながら、現時点において十分な議論がないように思える点が幾つかあるように感じています。私は、病院をめぐる最重要論点の一つは経営の統治、ガバナンスの問題であり、病院と行政あるいは議会をめぐる関係性であると考えています。

独立行政法人に経営形態が変わることによって、平時の病院運営についてその権限が法人の理事会に移り、経営責任者は理事長となるわけですが、理事長の任命権及び解任権が市長にある以上、根源的な責任は設置団体である旭市にあると考えています。ですが、独立という名のイメージから、中には病院が市の統制を完全に離れてしまうのではないかとい

う市民の心配の声も聞かれるというのも事実であります。今後、引き続き丁寧な説明が必要であると感じます。

今後、病院経営に関するチェック機能が、有識者による評価委員会に委ねられることとなります。評価委員会の庶務に関しては企画政策課が行うということですが、そんな中で、法人化以降の行政本体と病院との関係についてお伺いいたします。独法化後、市側の病院に対する窓口としての機能や中期目標の策定などの実務はどこが担当することになるのでしょうか。この点をお伺いいたします。

次に、旭中央病院の看護師数についてであります。

昨年、第4回定例会における事業管理者の答弁の中で、看護師数が不足とのことでありました。言うまでもなく、看護師の量と質の維持は非常に重要であります。現在及び4月以降の予定数が何人であるのかお伺いします。

また、今回、病院サイド、行政サイド、双方から看護師の確保対策が打ち出されておりますが、いま一度その内容について整理してお伺いいたしたいと思います。

次に、公立小・中学校の適正な規模と配置についてお伺いいたします。

先般、文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が各教育委員会に通知されました。少子化が進むに伴い、増加し、また今後も増えていくであろう小規模校のデメリットを解消するという目的で、統廃合の目安となる学校規模を示すとともに、特段の事情により小規模校として存続する場合には、児童・生徒が教育的に不利益をこうむらないように措置すべきとしています。市としては、この通達をどのように受け止めているのか、その見解をお伺いいたします。

また、これは非常に難しい問題であるということは承知でお伺いいたしますが、近い将来、市内小・中学校の今後についても統廃合あるいは小規模校継続、いずれにしても何らかの方向性を示す必要が出てくると思いますが、現時点において市としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、教育振興基本計画についてお伺いいたします。

現在の教育基本法では、国に対しては教育振興基本計画の策定を義務付け、また各自治体には国の計画を参酌した同様の計画策定に努めることを求めています。すなわち、学校教育、生涯学習、体育振興、家庭教育支援等々、世代で言えば幼児期から青年期、また生涯教育にまでまたがる総合的、横断的な計画策定を努力目標としているわけであります。

例として山武市のものを挙げさせていただくと、山武市教育の目指す姿として、これは旭

市でも各学校において目指す児童像あるいは目指す生徒像というのを設定しているわけですが、山武市では市全体としての教育理念を定めております。それによりますと、学びの感動と、他人を思いやる心を育み、未来をたくましく切り拓く自立した人づくりという理念だそうであります。また、苗半作の教育を目指すとしています。私は恥ずかしながらこの意味を知らなかったのですが、米づくりにおいては苗を育てる過程が最も重要で、苗のでき、ふできにより作柄の半分は決まるという意味だそうであります。すなわち、苗である幼少期のうちからの教育を重視し、生きる力の基礎づくりを市民総がかりで行おうということだそうです。

人づくりの根本理念を示し、横断的、総合的な教育計画を立てるということは、10年、20年後の旭市を描く上で大変重要なことと考えますが、旭市においては現在あるいは今後、そういった人づくりのビジョンあるいは計画の策定の予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、家庭教育支援についてお伺いいたします。

改正後の教育基本法はその第10条で、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するということを明確にしております。この背景には、家庭教育力の低下が原因と見られる青少年の問題行動等があるとしています。学校、家庭、地域がそれぞれの立場で教育力を発揮しなければならない中で、特に家庭教育力の向上は喫緊の課題であります。

そのような中で、旭市が現在行っている家庭教育支援に関する施策について、どのようなものがあるのか、これを総括してお伺いいたします。

次に、経済振興策としての小規模事業者支援についてお伺いいたします。

アベノミクスによる経済効果はいまだ限定的なものであると感じます。身近なところでは、大型店舗の進出の一方で、長年地元で親しまれてきた店舗の事業撤退なども見受けられます。小規模の事業者は依然として、人によっては以前にも増して、苦しい戦いを強いられているのが現状であります。

国・県からは、地方創生のための諸施策が打ち出されてきてはおりますが、本当の意味でまちがにぎわいを取り戻すためには、やはり小規模事業者の皆さんが元気を取り戻す必要があると思います。小規模事業者に対する個別の支援策として、市としての施策の現状をお伺いいたします。

最後に、各種補助金等の情報提供についてお伺いいたします。

昨年のにぎわい補助金については、商店街に補助金活用を積極的に進めていただいたこと

で、結果として商店街活性化の一助になったと思います。しかしながら、個々の企業、事業者に対して国や県が打ち出している支援策については、事業者によって情報収集力には格差があるように感じます。特に、小規模の事業者はそのような補助金、助成金の情報が乏しいという声も耳にいたします。そういった個別の公的支援に関する情報提供を、現在どのように行っているのでしょうか。

以上、お伺いいたします。再質問は自席にて行わせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（夢田哲雄） それでは、議員質問の3について、私のほうからお答えさせていただきます。

初めに、公立小・中学校の適正な規模と配置についてのうちの（1）文部科学省通知に対する見解についてであります。公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引としては、平成27年1月27日付で文部科学事務次官から各都道府県教育委員会及び知事ほか宛てに通知されたものであります。

これは約60年ぶりの改正でありまして、背景には、少子化の進展する中、児童・生徒が集団の中で多数の考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとの考えから、手引の改正がされたものであります。

そのようなことから、旭市においては、緩やかながらも今後少子化の進展が予想されているわけでありまして、適正規模・適正配置の検討は避けては通れない現状にあるというふうに理解しておるところでございます。

次に、2の市内の小・中学校の今後についてお答えをします。

文科省からの手引には、小規模校の教育上の課題も挙げられている一方で、そのよさと小規模校の課題を緩和する方策についても記載されております。

旭市における学校の適正な規模と配置については、学校教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者の声を踏まえ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点で、丁寧な議論を行うことが望まれていることと思っておりますので、今後の動向等を踏まえながら多角的に丁寧な検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、1 番の旭中央病院の独立行政法人化についての（1）病院担当部署についてと、大きい2 番の旭中央病院の看護師についての（2）確保対策についての2 点をご回答申し上げます。

まず、中央病院独法化した後の病院担当部署についてですが、独法化に関する市の事務といたしましては、独法に伴う評価委員会の運営や中期目標の策定、中期計画の認可などの事務があります。これらの事務につきましては、独法に移行するまでは企画政策課で担当いたします。

市の確保対策はどのようなものかということで、まず市が計画している看護師の確保対策につきましては、看護学生入学支度金貸付条例の補足説明で申し上げたところですが、千葉県では高齢化に伴い増加する入院患者に対応するため、平成25年5月に策定した保健医療計画において、県内医療機関の病床数を3,600床程度増やしたことから、限られた医療資源をめぐり各病院では看護師の確保が課題となっております。

これまで、旭中央病院の看護師の確保対策は中央病院だけで行っておりましたが、県内では、病院だけではなく自治体も一緒になって看護師の確保対策を進めているところであり、市といたしましても、医療サービスの充実や病院の安定経営のために平成27年度から中央病院をはじめとする市内の医療機関の看護師確保対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、2 番の旭中央病院の看護師数について、まず第1 番目の現在の看護師数について、それから第2 問目の確保対策についてお答えさせていただきます。

現在及び4 月以降の予定数は何人かというご質問でございますけれども、平成27年2 月1 日現在の看護師数は837名です。4 月1 日以降の看護師数は855名を見込んでおりますが、さらなる増員のための努力を継続していく所存でございます。

続きまして、看護師確保のための対策についてのご質問ですが、既に実施している対策、それから今後実施を予定している主な対策について述べさせていただきます。

まず、労働環境の改善のため、看護補助員の増員を予定しておりまして、既に14名ほど採用しているところでございます。

それから、育児を行いながら勤務する看護師の支援策として、病児保育、病後児保育の実施と併せ、院内保育所の利用料の引き下げをこの4月から予定しております。

それから、4月から夜勤手当の引き上げを行うこととしております。おおむね2割程度の手当の引き上げを考えております。

それから、4年制大学に通う看護学生の奨学金をこの4月から月額5万円から月額10万円に引き上げることとしております。

そのほか、積極的な採用を進めるということで、紹介会社等を活用した採用活動も行っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、私のほうから質問の4、教育、人づくりに関するビジョンについてお答え申し上げます。内容につきましては、（1）の教育振興基本計画を作っているか、なければ今後の予定はというご質問です。質問の内容が教育委員会各課にまたがるというようなこともありまして、庶務課のほうからまとめて現状と現在の考え方という形で答弁したいと思います。

まず現状ですが、旭市教育委員会では、現在、教育基本法に定める教育振興基本計画は作成してございません。教育に関しての計画等は、旭市総合計画、これは基本構想、基本計画で構成されますが、ここに教育委員会が進める方針などを位置付け、さらに個別計画になりますが旭市生涯学習推進計画、これは5か年のものです、を策定するほか、旭市学校教育指導の指針、これは毎年決定をし、示しているものです。それらに基づき各種施策を推進しております。

今後ということでの回答ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、4月1日から施行されます。この中で、市長と教育委員会が協議する場ということで、総合教育会議を開催することになっています。また、市長が教育に関する大綱を策定するということになっておりますので、この中で教育振興基本計画の作成についても協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、2点目の家庭教育支援について、本市の家庭教育支援の現状についてお答えいたします。

初めに、新生児の保護者に対しては、子育て支援課並びに健康管理課と連携し、4か月定

期健診の機会を利用して、赤ちゃんと絵本の読み聞かせを通して親子のコミュニケーションの大切さを伝えながら絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施しております。

3歳児を持つ保護者に対しては、3歳児わくわく子育て学級を開設し、幼児の家庭教育の向上に役立てるため子育て講座を開催しております。

小・中学校の1年の保護者に対しては、家庭教育学級を開設し、年間5回から6回の学習会を行っております。家庭教育学級への保護者への理解を深めるため、小・中学校の入学説明会には生涯学習課の指導員が出向き、家庭教育学級への参加を呼びかけるなど、啓発活動を積極的に進めております。

全体の学習会では、各学校を会場に保護者の希望を生かした内容を協議し進めているほか、市内全域を対象とした講演会を年2回開催しております。

なお、家庭教育に関する情報の提供につきましては、各小・中学校のホームページから千葉県の子育て応援サイトにリンクすることができますので、家庭が抱える子育てや学力に関する悩みに対するアドバイスや情報を提供できる環境が整備されております。

そのほか、家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者等に対して、電話等により生涯学習課の指導員が個別に相談に当たる体制を整え、旭市の広報等で定期的に周知しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の5番目の小規模事業者支援策につきまして、ご質問の2点につきましてお答えをさせていただきます。

1点目の小規模事業者への支援策の現状でございます。市が行っているということで。現在、市が行っております小規模事業者に対します支援策、大きく分けまして、一つ、市内金融機関と連携をしまして資金の融通、これを円滑にするため預託融資制度、これがございます。この預託金、市内六つの金融機関に対しまして預託金額1億円、これを市で用意しまして、金融機関につきましては融資限度額、この10倍、10億円を融資原資としまして、市は1億円を無利子で貸し付けしております。融資機関におきましては、この10倍、10億円を事業者に貸し付けしている、その1億円につきましては年度末に市のほうに償還される、そういうような事業を行っております。

さらには、借り入れ事業者には、市から利子補給としまして年2.5%以内で利子補給を行っている、という金融面での支援策が一つございます。

その他としましては、旭市単独としまして空き店舗活用対策事業、これは空き店舗の活用

につきまして、改修し、あるいは賃貸料の一部を支援させていただく、そういう制度。さらには、特産品開発事業としまして特産品の開発PR、そういうものに使っていただく補助事業等を用意してございます。

その次に、2番目に、議員のほうから国・県の補助金、こういう補助金制度の情報をどういうふうにというようなことでご質問をいただきました。

国の支援策等につきましては、小規模事業者、中小企業者に向けまして各種の事業がございます。特に本年は、経済対策としまして2月に成立しました補正予算、これを含めましてきめ細かな事業が現在創設されております。

これらの事業の情報提供の現状としましては、市内各種、公共窓口でチラシを置くとか、あるいは、昨日も実施しましたけれども旭市の雇用対策協議会、この中での研修としまして情報の提供を行っております。昨日は、国から、あるいは県からも職員を派遣していただきまして説明会を行ったところでございます。

ただ、特に小規模事業者への情報周知、低いという、それは我々も認識してございます。商工会、ここには経営指導員5名いらっしゃいます。そういう方々と連携しまして小規模事業者への経営指導、こういうものを円滑に実施するようにこれからも連携して実施をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、独法化以後の病院担当部署についてでございますが、今後、福祉、医療を一体としたまちづくりを進めていく上で、中央病院と行政、諸機関との連携というのはますます強化していかななくてはならないのかなというふうに思います。独法化病院を持つほかの自治体では、専門の部署を設置しているところも多いようでございます。

ガバナンスといった面からも、病院運営にある程度の知識を持って、病院または議会に対応できるような部署というのが必要であろうかと思います。これまでの経過として、公営企業法全適からの独法化という流れの中では、現状そういった明確な担当部署がなかったわけでございますが、今後についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今後の担当部署についてのお考えということでご回答申し上げます。

独法化後の病院担当部署につきましては、今後の独法化の進捗と併せまして、先進地事例や具体的な事務の内容を踏まえ、市役所内どの部署に置くことが適切なのか検討してまいります。

参考ですが、先進地であるさんむ医療センター、これは健康支援課というところが担当しております。それから、東千葉メディカルセンター、これは企画政策部医療センター推進課というところが担当しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） お伺いします。

どうでしょう、病院側にとっても、市との連携あるいは連絡調整のために、そのようないわゆるシングルウィンドウといいますか、市側の窓口の一本化というものが必要ではないのかと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 市側のシングルウィンドウについてのご質問ですけれども、当病院につきましては、一般の診療だけでなく、福祉施設ですとか介護関係のさまざまなニーズに対応した事業を行っております。現在、市とは幾つかの関係部署と協議をしながら進めているわけなんですけれども、市のほうでそういう窓口を設置していただければ助かるかなということは思って、ただまた、実際市だけの問題ではなく、病院側としても市の窓口となるようなものが独法化した時には必要になってくるのかなと思いますので、それについても市のほうと協議しながら、我々についても検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 独立行政法人においては、病院経営に関する事前関与、統制を極力排し、事後チェックへと重点が移るということになっております。そうしますと、議会の関与というのは法律の定款に定める事項のみとなってきます。

しかしながら、独法化したとしても、市と病院のいわば運命共同体的な関係というのはこれは変わりがないことだと思いますので、その中で行政サイドに病院への窓口機能というのをしっかり作った上で密な連絡調整あるいはお互いの積極的な情報開示ということが必要なのではないかなと思いますが、どうでしょう、見解をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 独法化以後の担当部署ということで、今、高橋議員からお話がありました。全くそのとおりだと思っておりますし、市としてもそういった、今、独法化に移行手続き中でありますので、そのことも十分踏まえながら担当部署、そしてまた、旭市には部がありませんので、どこかの課内の担当部署、病院班というものを作って、病院側そしてまた行政側、職員をそこに集中させて連携を図っていききたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 失礼しました。

次に、旭中央病院の看護師数についてですが、医師については今年度相当数の増員があるということも伺っております。一安心なのかなというふうには思いますが、看護師の不足ということで、今後、看護体制の量と質が保たれるのか、市民の皆さんには一部不安の声もあるようでございます。

現状、旭中央病院は7対1の高い看護水準となっているわけではありますが、そもそも中央病院が7対1看護を維持するための必要最小限の人数というのは何人であるのか、お伺いたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 7対1看護を維持するために必要な最小限の人数ということでございます。

まず初めに、7対1看護体制について若干ご説明させていただきます。この制度は、常時、患者さん7人に対し看護師1人を配置するというもので、入院患者の数を基に必要な看護師数を計算します。

7対1の対象病床となっております病床は、中央病院で640床ございます。病床稼働率90%ということで計算しますと、病床に配置する看護師としては403名の看護師が必要と考えております。そこに外来ですとか緩和ケアとか、そういった他の病床へ配属する、それから長期に休暇をとっている看護師等もおりますので、そういったものを合わせまして必要数ということになるんですけれども、一応先ほど申しました755の見込みで達成することができるといふふうに考えております。

現在は達成しておりますし、先ほど申した今年の春の見込数でも確保できる見込みになっておりますので、引き続き 7 対 1 看護でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2 番（高橋秀典） そうしますと、7 対 1 看護の維持のための必要最小限というのはクリアしているということでお伺いいたしました。

それでは、一つ数字をお伺いしたいのですが、今現在の看護師の離職率はどの程度なんでしょう。できましたら、全国平均と比べた上でお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 日本看護協会のデータによります退職率との比較をさせていただきます。

平成23年度の全国の離職率は10.9%で、当院は10.8%でございました。24年度は全国が11%で当院は9%ということで、25年度は全国のデータは出ておりませんが、当院は12.3%と過去に比べてちょっと若干高くなっている状況です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2 番（高橋秀典） 今回、確保対策を打ち出すに当たって、当然離職率等の状況、背景についての調査というのをやっているんだと思いますが、その離職の主な要因として考えられるものはこういったものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 退職する際に届け出を当然いただくんですけども、その理由の中では、結婚、それから帰省、田舎に帰ると、それから出産、育児、介護、それから夫の転勤、転居といったものが同じぐらいの数字で上がっております。

それらに対応するために、先ほど言った病児保育ですとかそういったものをしたり、働きやすい環境を整えるためにいろいろな、看護助手などの増員とかそういったものを行ったりしているわけでございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2 番（高橋秀典） そういった背景に基づいて今回の確保対策ということであるというふうに思いますけれども、病院、行政、双方の取り組みの今回この結果として、その成果、目標

についてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 申し訳ございません。先ほど755名というふうに数字を言いましたが、申し訳ございません、855名の間違いでございました。訂正させていただきます。

効果につきましては、これらの確保対策でどの程度効果が出るかということについては、やはり今のところ判断が非常につかないところなんでけれども、幾つかの施策を実施、それから打ち出したことによりまして、何となく院内外に、いろいろなところから声がかかったりすることで、採用面で少し上向いてきているかなといった感じはいたしております。

目標数につきましては、28年度以降になりますけれども、855名がラインとしては最低ラインですので、870名程度維持できるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 確かに中央病院の看護師さんは大変だそうだという声を、例えば看護師志望の高校生なんかからも聞くことがあります。ぜひ、今、打ち出している施策に加えまして、市内の若者へのPR等も積極的に行っていただければと思います。

また同時に、もしも勤務体制等に課題が見受けられるのであれば、積極的に改善していただけるようお願いいたしますと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） おっしゃるとおりだと思います。それで、病院のホームページですとか広報あさひですね、市の広報紙、それから病院の発行する広報紙などで看護師募集の広報活動をいろいろやっているわけでございますけれども、そのほかに来年度27年度は、地元の高校生を対象に看護師関係の、今まで医師とそれから技術職についてはやっていたんですけれども、看護師の希望者に対しても、職業体験プログラムを開催しようかということも考えております。また、ホームページも、今、スマートフォンで見る学生さんたちが非常に多くなっているので、パソコンから見るだけではなく、スマートフォンでもきれいに見えるような対策をとっていきたいというふうに考えております。

それから、勤務体制につきましては、先ほど対策のほうでちょっと触れなかったんですけれども、従来、日勤、夜勤、準夜、深夜の4種類の勤務体制があったんですけれども、それ

に加えて、看護師たちからの要望がありました長時間の日勤、それから短時間の夜勤の2種類の勤務体制も加えて、看護師たちの生活リズムというか、そういった働きやすい体制をとるように配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、次の文科省通知に対する見解についてお伺いしたいと思います。通知に対する見解については、ただいま教育長よりお伺いいたしました。

このまま、2の市内小・中学校の今後についてということでございますが、施設の統合といったハード面から考えますと、小・中学校の統廃合を進めていくということは確かに合理的であるかもしれませんが、その中身である教育というソフトの面から考えると、事はそう単純ではないのかなというふうに思います。学校は地域のコミュニティの核であり、同時に地域の文化のかなめでもございます。財政上の理由など、教育外の理由から統合せざるを得ない状況になってからの議論というのではなくて、教育長のおっしゃるように、丁寧な議論が今からスタートしていけばいいのかなというふうに思います。

そのためにも、いわゆる丁寧な議論というのをを行うのは各地域においてであり、また親御さんだったり、学校にかかわる多くの人々によるものだと思いますが、そういった場を地域に作っていくということを、やはり行政の側で今後サポートしていただけたらと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埴田哲雄） それでは、市内の小・中学校の今後についてということで、どのようなプロセスで議論を進めていくのかについてお答えをします。

言うまでもなく、学校規模の適正化の検討に当たっては、児童・生徒にとって望ましい教育条件の整備という視点は最も大切にされなければならないというふうに考えております。そして、それと同時に、学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、学校を核とした地域のコミュニティの形成、防災避難場所、体育館の夜間・休日開放によるスポーツ活動など、さまざまな機能を持っております。このような学校の持つさまざまな機能にも配慮しながら進めることも考えていかなければならないというふうに考えております。

また、学校を統合した場合の1校当たりの児童・生徒数や、学級数の増加により既存の校舎では教室数が不足したり、新たな校舎建築といったハード面の整備が必要になることも予

想されることから、将来の児童・生徒数の予測を行った上で、予算や市長権限にもかかわるものでありますので、先ほどありましたように、改正地方教育行政法の組織及び運営に関する法律で示された市長と教育委員会で組織される総合教育会議などで、緊密な連携をとりながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 人口が増えるに伴って増やしてきたという施設等は、人口が減る中のそういった状況下では減らしていくというのは、ある意味それは自然の流れなのかもしれませんが、ただ、他市に見られるように、財政的な理由から統合せざるを得ない状況になってから統合するというのでは、教育的な見地が置き去りにされてしまう危険性があるのかなというふうにも思います。そういった意味におきましても、ぜひ議論、検討のスタートをリードしていただければと思います。

次に行かせていただきます。続けて、4の教育・人づくりに関するビジョンについて再質問させていただきます。

まず、（1）のこの教育振興基本計画であります、よく教育は国家百年の大計などと言います。まちづくりの根本は人づくりにあり、学力、人間力を高めていく教育環境の構築というのは、やがては地域力の向上につながってくるものと考えます。ぜひ、旭市としての人づくりビジョンあるいは計画の策定を前向きに進めていただきたいと思います。先ほど総合教育会議また市長が大綱作成ということもお伺いしましたので、この人づくりということに関して、市長の今のお考え、お気持ちをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 総合教育会議の中で市長と教育委員会、教育長の協議の場が設けられるということになるわけでありますけれども、私は私の思いで教育とはどういうものかというものがありますけれども、まずやはり現場、先生方からそういった旭市の教育に合った教育方針を聞いてみたい、そんなように思っているところであり、そういったことの中で新たな教育の指針といいましょうか、そういった部分を作っていきたいなと、今の状況ではそういうところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 了解いたしました。

次の（２）家庭教育支援について、再質問させていただきます。

現状の家庭教育支援策についてはお伺いいたしました。教育基本法の中でも、家庭教育支援が自治体の義務であるというふうにこれは定められているわけですが、家庭教育というのは親が親として学び、またそれを家庭内で教育として実践するということなのかなというふうにも思います。しかし、最初から親として教育力が優れている人というのはそうはいないわけでございまして、子どもの成長とともに、皆さん悩みながら、場合によっては必死に子どもと向かい合って、自分も親として成長していくわけでございます。

そんな中で、子どもを取り巻く環境というのは、スマホの普及に見られるように、これは物すごい勢いで変化しており、子どもに対してどのようにかかわったらいいいのか分からないといった、悩んでいる親の声も聞かれるわけでございます。

就学前までの育児相談に関しては、子育て支援課あるいは保育所等の取り組みが充実していると思いますが、子どもの成長に伴い悩みの内容というのは変わっていくものでございます。悩みそのものは尽きないわけでございまして、就学後、小・中学生の子育てに対する教育相談窓口というのがどういったことになるか、さっき一部お伺いしましたけれども、もう一度詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、相談の件についてお答えいたします。

子育てに関する相談窓口ですけれども、悩みいろいろありますので窓口を広くとっておりまして、生涯学習課以外にもいろいろ窓口を開いております。特に、今お話がありましたように一応18歳まで子育て支援課で対応しておりまして、要保護児童対策協議会というのを設置しております。この協議会、丁寧なケアに努めていると聞いております。私たちの生涯学習課でも家庭教育相談員2名おりますので、そちらのほうで丁寧に相談を受けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 実際、子育てに関する相談件数、あるいはどのような内容が多いのか、概略でいいですのでお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） うちのほうで子育てに関する質問、26年度は2件でございます。1件は、具体的にお話ししますと、小学生の保護者から相談がありまして、子ども同士のけんか、そしてそれがエスカレートして相手にけがをさせてしまったと。この親の対応についてと、それから今後の子どもの接し方、それをアドバイスしてほしいというようなことで、うちのほうの指導員、適切なアドバイスを行いまして解決しております。

もう1件は、中学生の保護者からの相談でありまして、家庭での生活態度に関すること、この件は特に夜中にスマホを使ってゲームに熱中して多額の請求が来たということで、聞くところによりますと100万円くらいの請求が来たということでありまして、その件をいろいろ調べて、保護者の同意がない場合は親は払う必要がないというようなことでアドバイスしまして、それでそちらで交渉してほしいという話をして、その辺も何とか問題なく解決していると。あと保護者には、学校の管理職、それから職員の連携により、その辺も生活態度についても直ったというようなことで、一応2件とも解決しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 思ったより件数少ないのかなと思ったんですけれども、やはり相談に行くというのは結構ハードルが高いのかなという気もいたしますけれども、やはり潜在している悩みを抱えた親の声というのは非常に耳にするところでございます。そういった相談の窓口の告知等も含めてお願いしたいと思いますが、また親の啓発の機会、例えばPTAなどと連携して推進していただくこともぜひお願いしたいかなと思います。

今後、教育振興基本計画が策定されるようでしたら、その中で親の学びですとか家庭教育支援というのを一つのぜひ柱としてお願いいたしまして、次に行かせていただきます。

続きまして、5の（1）小規模事業者支援について再質問いたします。

現状、金融支援等を行っているということで、市の単独の支援についてはお伺いいたしました。今回、経済振興策としてプレミアム商品券ですが、これが小規模事業者支援としてはどういった効果があるというふうに見込んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、小規模事業者の効果ということでご質問をいただきました。今まではプレミアム商品券、市から支援している際にはプレミアム率、例えば1万1,000円ですと1,000円のところを支援させていただきました。その1万1,000円

を、実は小規模事業者、商店さんが換金する際には、手数料として、いろんな事務のお金として３％を商店さんが負担していたと。そういうようなことで、ある商店のほうからは薄利多売のところはちょっときついんですよとありましたけれども、今回はそこも国が面倒を見るということで、今回３万２,０００セットですと、総額で４億１,６００万円ほどの金券になります。その３％というと概略１,２００万円、これが小規模事業者が負担すべきものが今回そのままいけるということ。

それと合わせまして大きいのは、よく国が言うんですけれども、今回旭市でやります今予算計上させていただいています３万２,０００セット、これを１万３,０００円、３,０００円は国が出しますけれども、実は消費者も１万円出していただくと。そこが、実は今回国がよく言っています、国は３,０００円出すけれども、消費者にも１万円出していただいて、合わせて実は４億１,６００万円、その効果があると。そんなことで、大きな効果はあるのかなと、そういうふうに感じております。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） 薄利多売のところにはちょっとというところも耳にはしていたので、そこは改善されるのかなというふうに期待申し上げますけれども、いわばカンフル剤として一定の効果というのは見込めると思いますし、市中にお金が動くということは活性化につながると思います。

ただ、今まさに苦しい事業者がこの商品券の支援だけで、急激に業績回復するのかといえば、それは難しいのかなと思います。やはり、加えて地道な継続的支援策というのが必要ではないのかと考えますが、今後個別の支援策としてどうでしょう、二の手、三の手というのがあるようでしたら伺いたいのですが。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今回の補正予算が相当すごい予算で、我々もこの次の二の手、三の手という、そこへいきますと相当きついかなと。ちょっとお答えにならないかと思いますが、実はある商店街の取り組みを若干説明させていただきたい、それはお金を使わない取り組みですね。

昨年、七夕の市民まつりをやった時に、ある商店街さんから人が欲しいという、商店も七夕の時忙しくて人が欲しい、ボランティアの人を課長探してきてくれと。企業の独身寮があるから、あそこの若い連中をこっちへ連れてきてくれないかなということでした。企業さんに

話しましたら、遠くから来た職員ですのでちょっと寂しがっていて、いろいろそういう所に行きたいということで、企業のニーズと商店街のニーズが合って、そこでまつりの中でボランティアで従事していました。そういうようなことの取り組みが、そのボランティアしていただいた企業の職員がその商店のファンになるのかなと。そこは一銭もお金がかからなくて、そういう地道な商店街、いろいろ頭を、知恵を絞って、何もお金をかけるだけではなくて、商店街の一つの取り組みでできるのかなと。

あるいは干潟のほうの商店街では、1店舗だけプレミアム商品券使うんじゃないくて、スタンプリー的な、いろいろな店を回ってくださいよ、それにはまた、回ったら商品の抽選を行いますみたいな、商店の連携をしてという、そういう支援、商店街との連携をいろいろ話し合いしながら考えていきたいというところで、すみません、答弁にならないと思いますけれども。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そういった商店街の中での創意工夫によってというのは、一つの振興策なのかなというふうに思いますし、そういった意味で成功例等ありましたら、ぜひ情報共有を進めていただきたいというふうに思います。

ただ、1点お伺いしたいんですが、国道沿いを中心に大型店が増え、一見まちとしては活況を呈しているように見えますが、小規模店舗の実情というのは本当に厳しいものでございます。一つ数字をお示しいただきたいのですが、この10年で事業からの撤退、シャッターを閉めてしまった事業者の件数というのはいかほどになるのか、こちらをお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 統計の数値で申し上げたいと思います。

合併時の数値が、小さな商店、小規模の商店が883店ということで我々理解しております。これが24年の統計の数値ですと182店、約2割、店が減っていると、そういう数値はつかんでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 2割減という、これは本当に危機的な状況であるというふうに認識していいのかなというふうに思います。先日も、友人である何代も続く小売店の店主の方が、本当に大変だと、ぎりぎりのところで何とかやっているんだという声もいただきました。やは

り、行政に地道に継続的に支援していただくような体制も整えていただきたいとお願いする次第ですが、次に入ります補助金の情報等というのもそんな支援の一環であると思います。

このまま（２）の質問に入らせていただきます。

現在、地方創生の動きの中で各省庁から施策が打ち出されているわけではありますが、その中で、小規模事業者持続化補助金というのがあるようでございます。個別の事業者を対象に、これはかなり使い勝手のよい内容になっているというようですが、この詳細について伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからお尋ねの小規模事業者持続化補助金、これにつきましては、昨年度25年度から経済産業省のほうで創設をされたということで聞いております。中身的には国が補助をいたします。ただし、補助金の申請先は全国商工会連合会ですか、商工会の上の組織、そこ宛てになっています。要は事務をそこに任せてあるという。これを申請するに当たっては、地元の商工会から支援の計画書の一つのペーパーをいただいきなさいと、そういう添付書類があります。ただ、商工会に入っている、入っていないは別にして、商工会がバックアップするよという、そういう建前になっております。

補助金の内容でございますけれども、補助率は3分の2という、上限が実は50万円ということになっております。常時使用、従業員5人以下の小さなところであればこの事業が使えますよという。その補助金を使える内容は、販促用のチラシとか、あるいは看板を作るとか、あるいはホームページを作ります、そういうものも使えますということで聞いております。あるいは、一部店舗内を改装する、そういうことにも使えるという、そういう使い勝手のいい補助金ということで聞いております。

これはあくまでも公募事業ですので、事業者の方が国へ、全国商工会連合会のほうへ申請しないといただけない。第1回目の申請が2月27日から3月27日という、そういう日にちになっておるところで情報はつかんでおります。ちなみに、昨年、旭市では二つの事業者が申請をされたと。本年は、先般、商工会で説明会をした際には20の事業者が参加をされた、そういうことで情報はつかんでおります。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） この補助金、概略については私もついこの間知ったんですが、意外と知られていないようで、やはり情報の提供というのは大切であって、知らないうちに期限終了

というのは非常にもったいない話だなと思います。

これ以外にも、最近出されている小規模事業者対象の支援制度というのは、相当量出ているようでございますので、ぜひその告知をお願いしたいなというふうに思います。ちょっと主なものだけでも、今、把握できているものがあればお伺いしたいんですが。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、主な国の事業ということでご質問いただきました。

昨日も、先ほど言いましたように雇用対策協議会で、国あるいは県から講師を呼びまして説明会をいたしました。その中で、若干説明させていただきます。

一つ大きな事業としましては、26年度の補正予算で、これは2月に成立しましたけれども、繰り越しで27年も使えるという、そういう制度になっています。

一番使い勝手がいいというのは、ものづくり・商業・サービス補助金というものがございます。補助率は3分の2で、1,000万円を上限にしてということです。これは新しい企業さんが設備投資あるいはサービス、あるいは試作品の開発、そういう経費が使えると。ただ、いろんな事業計画等で国に採択をいただかないとなかなか使えないと。そんなことで、26年、昨年、旭市内では二つの事業者の方が使ったということで確認をしております。

さらに今回、補正予算の中で大きなものとしましては、創業補助金が充実されたという、これは新たな商品あるいはサービスを提供する事業を起こす方、新たに仕事をされる方、ここに店舗の借入れや設備等、そういうもので最大200万円を補助をしますと。これは補助率3分の2でございます。

また、26年のちょっと変わったものとしましては、ふるさと名物支援事業ということで、これはいろんなふるさとの名物をつくろうという、そういうことでございます。最大500万円、補助率3分の2ということで、こういうものもございます。さらには、今のふるさと名物開発支援というようなことで、これは販路開発、そういうものに対しまして最大1,000万円、3分の2、そういうものがございます。

特にふるさと名物につきましては、ご承知のように県のほうでも今回の予算を使いましてふるさと産品ネット販売促進事業、3億5,000万円使って、県のほうで補助金を出して地域に埋もれている商品を世の中に出そう、そんなことも考えておられるということで聞いております。そういうような販売ルートを使って新たなものをつくっていく、そういうことの紹

介が昨日ありました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 紹介いただきましたように、いろいろな制度があるんだなということでございますが、やっぱり国や県の支援制度については、よほど意欲的に情報を取りにいかない限り、その情報が小規模事業者が届いていないというふうに感じる次第です。

また、自分がどの補助金を使えるのかというのもやはり非常に難しい話でありまして、繰り返しになりますけれども、幾ら大規模店が来ても、まちの元気は地元のお店が元気にならなければ始まらないというふうに思います。積極的に情報を提供するような仕組みを整えて支援を強化していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時20分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 七 巳

○議長（景山岩三郎） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（14番 林 七巳 登壇）

○14番（林 七巳） 議席番号14番、一般質問をいたします。

今議会はとても大事な議会です。中央病院の独立行政法人化という、また中央病院は薬品の調剤を院外に出すという、このような旭市よりも100億円も多い予算の中でこの病院の経営形態が変わりますので、また両高橋議員よりこの独立行政法人化の問題は質問がありましたが、重なるところがあると思いますが、またそれなりのお答えをお願いいたします。

中央病院は開設以来、経営者の努力で黒字経営で頑張ってきましたが、このたび独立行政法人という議案が出ましたので、この独立行政法人になりますと、どのように今までと変わ

るのか、また市民はどのようにこの病院でかかる対応が違うのか、まずその点1点をお聞きします。

次に、特別老人ホーム、それから養護老人ホームについてお聞きします。このたび独立行政法人という議案が出ましたので、この両老人ホームがこの独立行政法人でこのまま経営できるのか、私、この点が分かりませんので、質問いたしたいと思います。

老人ホームは、老人ホーム施設の要綱に特別老人ホームと養護老人ホーム、二つありますが、一つは、特養老人ホームのほうは、自分もしくは家族が申請して入所するというように定まっております。養護老人ホームへの入所は市町村の措置により行われますと書いてありますので、福祉法がこのたび独立行政法人になりますと適用できてスムーズにいくのかいらないのか、自分は分かりませんので、この点2点についてお聞きいたします。

再質問は自席でさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 独立行政法人についての、独立行政法人化した場合どのように変わるかということと、それから特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム、この辺の経営することに問題はないかということの2点についてお答え申し上げます。

まず、地方独立行政法人の制度の意義についてでございますが、地方独立行政法人法の第2条にありますとおり、医療等の公益的、公共的な事業であって、直接民間の主体に委ねる場合には必ずしも実施されないおそれがある事業を、効率的、効果的に行わせるというものであります。その運営の基本原則につきましては、同法第3条にありますとおり、第1に公共上の必要性、第2に業務内容の幅広い公開、第3に業務運営の自主性への配慮ということになります。

これらを踏まえた上で、旭中央病院が独立行政法人化した場合のメリットについて述べさせていただきます。まず、医師、看護師等の医療スタッフの確保において、地方公務員法の制約がなくなり、勤務体系や給与体系の柔軟化からより容易性が増すこと、単年度予算による統制が中期目標・中期計画による統制に変わり、経営の柔軟性が増すこと、特に近年、目まぐるしく変遷する国の医療政策への迅速な対応がより容易になること、評価委員会による適正な業務評価とその公開による透明性の確保がされること、私法人とは違い、不採算部門等の政策医療の提供は担保されることなどが挙げられます。

このようなさまざまなメリットを生かし、地域の基幹的な中核病院として、市民の宝とも

いえる旭中央病院を将来に向けても宝として守っていくための地方独立行政法人化であることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、養護老人ホーム、それから特別養護老人ホームの制度ですが、この両方の老人ホーム、設置については老人福祉法にその定めがあります。同法第15条第3項において、市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホームまたは特別養護老人ホームを設置することができると規定されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） どうもメリットの部分、ありがとうございました。

私が一番聞きたいのは、いろいろなメリットの話はお聞きますが、市長も課長も、独立行政法人にするのは市民のためですという言葉が一つも聞かれなかったんです。迅速な対応、職員の対応、それだけはお聞きしましたが、旭中央病院の理念は全て患者様のためにと。課長もこの市役所に入った時に宣誓しているわけですよ、市民に奉仕するという、採用の時に。メリットは本にも書いてあるし、いろいろあるわけですが、やはりこの市民に奉仕するという理念を、自分たち市議員は市民の代表であり、市民のために議会で発言するわけですから、そういうもう一度理念に戻ったことでこの旭市の独立行政法人化、または行政のあれをしていてもらいたいと思います。

じゃ、それだけ1点。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほども内容の中で申し上げましたが、やはり不採算部門の停止、中止、そのようなことがなくならないよう、そして独立行政法人によって運営が効率化し、そして適正に行われるということがやはり市民にとっても市の財産であるわけですから、そういうことからしても利益につながってくるというように確信しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） ですから、市民のためにやる。それと、市民のためにするといっても、市民の患者数は3割です。3割の市民のために、この病院が経営がおかしくなった時に心配するから、議員の皆さんも皆こうして質問しているわけであって、これが反対とか何とかじ

やなくて、いい病院になってほしいという気持ちから質問しているわけです。

じゃ、これはいいですから、次のあれに入ります。

老人ホームは結局老人福祉法でやっているという問題ですが、先ほどの医療と薬、これは分けていますよと。今度この福祉のほうも一緒に考えて私は問題がないのか質問しているわけですから、その点、本当に上級の厚生労働省のほうに聞いて、問題がないという答えならそれで私はいいんです。これから自分たちがこういう施設に厄介になる年齢にもう来ていますから、安心して旭市の福祉に委ねられることを望んで、あの時、間違っちゃったというあれではないような答弁をいただきまして、最後の質問にさせていただきます。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今回の議案の中の第35号に定款を載せてあるわけです。この中にこの業務の範囲として1号から10号まで、ここには現行で行っている全ての事業が掲載されています。介護、社会福祉事業等あります。これらについては、この定款で定めると同時に、事業を行うということの、これは各福祉施設、それから今病院が行っておりますシルバーケア、それから老人ホーム、それからケアハウス等、この辺は県の方の許可及び届出等により認可を得ておる内容で、継続的にこれは引き継ぐということの処理をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○議長（景山岩三郎） 続いて、太田將範議員、登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 座席番号9番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

第1に市の道路行政についてということで、（1）として市道の危険箇所、舗装の修繕、安全対策に対する住民要望についてということで質問します。

市道の排水が非常に悪く車が水没した、高台にある市道でJRの踏切や橋があり、県道とも交差して大変危険で事故が多発している、崖崩れの後、そのまま放置されている、あるいは何度申請しても直してくれないなど、市道をめぐる苦情が多発しています。

市道についての改善要求は、担当課に聞きましたら、1,200か所ほどあると聞いております。個別的な箇所を幾つか調査をお願いして、どのような状況になっているのか調査をお願いしてありますので、報告を求めたいと思います。

(2) として今後の中小の市道の整備計画について。旭市総合計画では、市道の整備や計画的に行われる具体的な計画や立案はどのようにして行われるのか、お答えください。

年間に整備する件数はどの程度なのか、年間予算はどれほど見込んでいるのか、お答えください。

特に、用地の買い上げを伴う事案や道路等の大幅な形状の変更など、設計段階から準備の必要性のある事案についての対応をどうしているのか、こういったことについて説明を求めます。

大きな2番目といたしまして、税金、国保税、公共料金等の減免制度について。

(1) 各種制度における減免制度の利活用の状況について質問します。

市の財政が厳しくなる中で、市税や公共料金の滞納が大きな問題になっております。市議会の中でもさまざま議論されているところでございます。旭市においても、公共料金などの市債権の滞納整理についての条例が定められております。

また、昨年9月、銚子市の県営住宅に住む母子世帯の母親が無理心中を図って、中学生の長女を殺害する事件が発生しました。大変痛ましい事件でした。県営住宅の家賃の滞納を理由に千葉県が強制的に退去を執行する日の出来事ということでした。この事件についての概略と、公営住宅の家賃制度と家賃の減免について、県の場合ですけれども説明を求めたいと思います。

また、国民健康保険税などにつきましては、低所得対策といたしまして、国が予算を設け法的減免が行われております。また、申請による減免制度がありますけれども、この制度の説明と、おのおのの適用状況、これについてお答えください。

(2) といたしまして、減免について、全ての窓口で対応できる体制の確立についてということで質問いたします。

銚子市の事案につきましては、千葉県の住宅の家賃や減免申請を扱う部門と滞納整理を行う部門が連携した行政が執行されていれば、滞納という不良債権の発生はなかったですし、このような事件にもならなかった、こう考えております。また、銚子市の保険年金課には、この母親は国保税の納付相談に行った際、生活保護の申請を勧められた。しかしながら、社会福祉課では申請に至らなかったという問題があると思われます。

さまざまな減免や福祉や子育てなど、有利な制度の活用や相談のできる全ての窓口で対応できるように求めたいと思います。

大きな3番目といたしまして、医療介護総合推進法について。

安倍政権は昨年6月、医療介護総合推進法を強行成立させました。19本の法律を一括して成立させましたので、非常に分かりづらいという内容になっております。この法案の目指す2025年の医療・介護の将来像とは、高度急性期の医療病床をピラミッドの頂点として、在宅に視野を広げています。川上の医療、川下の地域包括ケアの一体化の改革等をしております。入院を絞り込み、介護や在宅への介護から市場、ボランティアへと、国にとって安上がりの医療・介護の供給体制づくりを目指しているとした考えられません。

また、総合法案では、県の医療機関に対する権限を強化し、県が医療費の抑制を進める体制が作られつつあります。全体として、医療保険の範囲を縮小し、医療を保障する保険料の増加、医療費の窓口負担の増加など、国民に医療への受診を控えさせる危険が多分にあります。

質問の第1項といたしまして、最近の特に医療保険制度、国民健康保険、社会保険もそうなんですけれども、負担の増加や改革についてどのようなことが行われてきているのか。

2番目といたしましては、医療保険の都道府県単位化、この進捗状況についてお尋ねします。特に平成18年から県は、国が予定しておりまして、法律を通せば自動的にこれは実現していくということになります。そうしますと、保険者は旭市ではなくて千葉県という形になっております。

3番目として、看護を入院から在宅へという流れが強化されますけれども、旭市としての受け入れ体制はどうか、十分なのかどうかお尋ねします。

4番目といたしまして、香取海匠医療圏の地域医療計画の作成が義務づけられます。また、公立病院改革プランが今年の3月で終わりになりまして、新しい計画を作らなければならない。この整合性について、特に介護総合推進法の中でこういったものを作っていく場合、どのようなことを予定しているのか、お答えいただきたいと思います。

また、訪問看護ステーションは入院から在宅へということになりますと、非常に大きなキャパシティーが必要になると思いますけれども、中央病院における訪問看護ステーションというのはこれに対して十分な体制がとれるのかどうか。

以上にわたって一般質問をさせていただきます。

2回目からの質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、ご質問の1番目、市道路行政について、（1）市道の危険箇所、舗装の修繕、安全対策に対する住民の要望についてを回答させていただきます。

住民の皆様から寄せられる道路の穴などの修繕をはじめとする通報や要望に関しましては、建設課職員及び臨時作業員等で対応しております。寄せられる通報や要望はさまざまで、件数は1か月当たり約70件から140件と非常に多く、順次対応はしておりますが、要望件数が重なってしまいますと、対応までにかなりの日数を要してしまうケースもあります。特に夏場の雑草が繁茂する時期、これにつきましては、シルバー人材センター等にも委託しておりますが、最短でも2週間程度を要してしまう状況でございます。

また、建設課の職員等では対応し切れない規模の修繕や、危険回避のため緊急性の高い修繕等については、迅速に対応できますよう1年間を通しての道路舗装補修工事を委託しておりますが、材料等の調達に時間を要する場合もございます。

生活道路、危険箇所についてを優先して対応せざるを得ないため、場所によっては対応までに長期間を要してしまう場合もありますが、迅速な対応ができるように努めてまいります。

（2）ですが、今後の中小の市道の整備計画ということでございます。

まず、年間件数、予算額ということでございました。これにつきましては、その年度年度でのバランスが変わってございます。ちなみに平成26年度で申しますと、本日までに発注した件数は120件ほどございます。

それと、予算でございますが、26年度は当初予算、それと前年度からの繰越分を合わせまして約28億円でございます。

それと、対応でございますが、老朽化した幹線道路の舗装の打ち替えに関しましては、わだちやひび割れの度合いを調査する路面性状調査を実施します。そして、幹線市道舗装修繕整備計画に基づき工事を実施してまいります。

住民の皆様から寄せられました中小の生活道路の要望につきましては、要望内容によって、排水の放流先がなかったり、調査や協議を要するもの、また用地買収を伴うもの等、直ちに対応可能な案件ばかりではないため、要望を受け付けた順に対応できるわけではございませんが、危険性の度合い等を考慮しながら迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、各種制度における減免制度の利活用の現状についてとい

うことで、市税の減免につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免措置がございます。各税目において生活困窮や災害、公益使用等、減免を適用する共通事項が条例に定められております。

税目ごとに平成25年度の減免実績を申し上げますと、市民税の減免件数は6件で、減免額は30万円でした。固定資産税の減免件数は87件で、減免額は481万9,300円でした。軽自動車税の減免件数は184件で、減免額は115万9,100円でした。国民健康保険税の減免件数につきましては17件で、減免額は57万8,450円ございました。

なお、国民健康保険税につきましては、低所得者世帯に対する法定軽減制度も適用されまして、所得基準に応じて保険税の均等割額及び世帯別平等割額を7割、5割、2割と段階的に減額しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 市営住宅についてお答えいたします。

初めに、銚子の事件についての説明をということでありましたが、議員の質問の中にもありまして、家賃滞納を理由に県が強制退去を執行する日に母親が無理心中を図って娘を殺害したと、このこと以外には銚子市の出来事でありまして、市には直接関係がないので、言及は避けさせていただきます。

市営住宅の家賃については、入居者世帯の収入に応じた算定方法がありまして、それによりまして、結果として平均家賃額は6,087円となっております。家賃の減免制度についてですが、病気にかかっていること、その他特別の事情がある場合において必要があると認める時、申請に基づき家賃を減免することができるということになっております。

現在の状況ですが、災害公営住宅につきましては、東日本大震災に係る旭市営住宅家賃等減免規則によりまして、本人からの申請に基づき、平成26年度は25件、240万8,400円の家賃を減額し、敷金については32件、188万4,300円の免除を行っております。その他の市営住宅につきましては、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例及び規則に家賃及び敷金の減免に関する規定がありますが、実際の適用に至った事例は26年中ございません。

家賃の滞納があった時の実務ですが、戸別訪問や電話等により滞納者の状況確認を行い、その中で収入が著しく減少した場合などには、生活保護に認定されれば家賃分の住宅扶助が支給されることとなるため、その状況に応じて生活保護をはじめとした各種の公的扶助につなげられるよう、福祉部門との連携を図っております。ただ、銚子市の事件のようなことも

ありましたので、今後はさらに入居者に減免制度を周知するとともに、入居者の状況を詳細に調査、把握しまして、家賃の減免規定に該当する場合、申請があればその活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、2の（2）減免について全ての窓口で対応できる体制の確立ということで、ご質問がございました。行革のほうに徴収対策室がございますので、まとめてお答えしたいと思います。

税、それから公共料金等、いわゆる市で扱う債権、この減免につきましては、災害等による被害や生活の困窮など、やむを得ない場合の特別な措置としてそれぞれ債権ごとに定められております。

これらの減免要件、それから基準は確かに一律ではございません。全ての窓口で対応できる体制をとということでございますが、各公共料金等はその算定方法、また減額、免除の基準はそれぞれで違うということと、それから減免を適用するには、債務者が申請をいたしまして、収入や生活状況等を審査して認められるということとなっております。

このような一連の事務の流れの中において、一つの窓口において全ての公共料金等にわたる減免の申請受け付けを扱うとした場合には、全ての債権情報の共有化などという課題等もありますので、現時点では少し難しいのかなと考えております。

相談窓口を設置するという形であれば可能かとも思いますが、いずれにしても今後の検討課題とさせていただきたいと思います。なお、本市におきましては、毎月開催する徴収対策会議におきまして、各債権担当の横の連携をとりながら、徴収対策を講じているという状況です。

あと、公共料金等は市の貴重な収入源でございますので、堅実に納付している多くの市民との公平性という、その面もありますから、減免制度につきましても市民に対して分かりやすく当然お知らせしていく、これは重要だと思っています。その点、横の連携はとりながら進めているということでご理解いただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、3の（1）、医療保険制度の今年からの負担増加、改革についてお答えいたします。

まず、窓口での自己負担額についてであります、70歳から74歳までの方は平成20年4月

から特例措置として1割となっておりましたが、平成26年4月から新しく70歳になられる方については2割となりました。なお、今まで1割の特例措置を適用されていた方は据え置かれております。

次に、高額医療費についてご説明いたします。

平成27年1月から70歳未満の方の医療費の自己負担限度額が変更となりました。概要ですが、今まで3段階の区分でありましたが、これを5段階の区分といたしまして、基礎控除後の所得が600万円を超える上位所得者の自己負担額は引き上げられる一方で、201万円以下の中低所得者の自己負担限度額は引き下げられております。

次に、入院時における負担についてご説明いたします。

入院時の食事代は現在1食260円でありますが、入院と在宅療養の負担の公平性等を図る観点から、平成28年度から1食360円、平成30年度からは1食460円に段階的に引き上げられることとなります。ただし、低所得者は引き上げを行わず、また難病患者、小児慢性特定疾病患者も現在の負担額を据え置くものと伺っております。

次に、3の(2)、医療保険の都道府県単位化の進捗状況についてお答えいたします。

まず、共同事業についてであります。市町村国保間の保険料の平準化、急激な医療費の変動による財政への影響の解消を図るため、平成18年から1件30万円を超え80万円までの医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で実施しているものであり、平成27年度からは80万円までの全ての医療費に拡大されることとなりました。拠出金の負担割合は、過去3年間の医療費実績割合が50%、被保険者割合が50%となっております。

次に、都道府県単位化についてご説明いたします。

厚生労働省の方針によりますと、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うものとし、制度の安定化を図ることとなっております。一方、市町村は地域住民の直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっています。

また、財政運営に当たっては、都道府県が医療費の見込みを立て、市町村ごとの分賦金の額を決定することとし、市町村ごとの分賦金の額は市町村ごとの医療費水準及び所得水準を反映することとし、保険給付に要した費用は都道府県が市町村に対して確実に交付することとなっております。

分賦金方式における旭市の影響については、具体的なことがいまだ示されていないため、

今後県との協議を重ねていく中で見えてくるものと思われます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、3の（3）、看護を入院から在宅への流れに強化されるが、旭市の受け入れ体制はどの程度なのかについてお答えいたします。

市では地域包括ケアの理念に基づき、医療・介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための連携体制の構築が重要になると考えております。

現在、先ほどご質問の市内における訪問看護ステーションと訪問看護事業所を合わせまして6事業所が整備されておりまして、介護保険制度による利用者は平成26年12月利用実績で136人となっており、今後の追加受け入れも可能な状況でございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは3番、医療介護総合推進法についての（4）、海匠医療圏の地域医療計画の作成と公立病院改革プランの整合性について、それから（5）番目の訪問看護ステーションは十分な体制であるのかということについてお答えさせていただきます。

まず初めに、地域医療計画と公立病院改革プランとの関係性という質問でございますけれども、医療介護総合推進法では、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保をうたっておりまして、医療機関が都道府県知事に病床の医療機能を報告し、都道府県はそれを基に、地域医療構想を医療計画において策定することになっております。

スケジュールといたしましては、今年度中に厚生労働省がガイドラインを作成し、27年度中に県が地域医療計画を策定することになっております。

また、公立病院改革プランについても、総務省が地域医療構想と連携しつつ今年度末までに新ガイドラインを作成することとなっており、方向性として現ガイドラインの内容に加え、地域医療構想の実現に向けた取り組みと連携する項目を盛り込むこととされております。したがって、新しい改革プランにつきましては、地域医療構想が策定されてから内容を決めていくことになると考えられます。

このため、当院いたしましては、地域医療構想策定のための調整会議の場におきまして、当院が受け持っている市民病院としての役割と急性期病院としての機能について、今後もそ

の機能が損なわれないような形になるよう主張してまいりたいと考えております。

次に、旭中央病院における訪問看護ステーションは、今後十分な体制がとれるのかというご質問でございますけれども、当病院の運営しております訪問看護室におきましては、心不全の方とか筋萎縮性側索硬化症、それから筋ジストロフィーの方など、非常に他のステーションでは対応が難しい患者への対応が活動の中心となっておりますので、引き続きまして、他のステーションと連携しつつ、高度な患者が必要なケアを受けられるよう支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、1番の市道の道路行政についてということで質問させていただきます。再質問をいたします。

よく損害賠償ということで、タイヤが切れたとか、ホイールが曲がってしまったとか、そういった形で賠償の額が例年決算の時に出てくるんですけれども、例えば具体的に市道がその機能を発揮できなかった、あるいは欠陥があったということで損害等が発生した場合、管理責任について、市はどのような形で責任を負わなければならないのかということをお答えいただきたいと思います。

また、ちょっとこれは偏見が入っているかもしれませんが、地域的に旧海上町とか飯岡町の台地の地域、それは旧市街地西部地区というのが非常に何か整備が遅れているといいますか、ほかの行政区、場所から見ると市道と、それにまた隣接する私道の部分だとかの交差点だとか排水、そういったものの整備が遅れているのではないかと思います。ちょっと具体的に言いますと、矢指地区とはかなり差があるなというふうに感じております。こういったことがあるのかどうか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それではまず、損害賠償の件でございます。

こちらにつきましては、道路保険なるものには加入しておりまして、そちらの保険で補填するのが原則となっております。また、責任の割合と申しますか、そのケースバイケースによります。

まず、本年度で申し上げますと、市の瑕疵割合が6あるいは7、いわゆる六四、七三というような判断での賠償がございました。ほとんどがやはり議員おっしゃられますように、穴

によってタイヤがパンクしたとか、ホイールが壊れましたとか、あるいはその他車に損害を与えたというようなケースでございます。その金額といいますのは、議会のほうに報告させていただいていますので、省略させていただきますけれども、今までの割合ですと、やはり通常の交通事故と同じで、百ゼロという場合には完全に停車している所へ追突されたとかいう部分でございます、やはり被害者の方のほうの過失がゼロというケースはまれでございます。

それと、台地の整備、遅れております。これはおっしゃるとおりでございます。特におっしゃられました方面では、最近は畜産団地への乗り入れ、飼料屋さん等々搬出のトラック等も大型化しております。それによって雨が続いた時などは特に被害が大きくなると思いますか、穴のほうがかなり広がってしまうケースがございます。我々のほうも、先ほどの最初の答弁でも申し上げましたのですが、どうしても生活圏といいますか、そちらのほうが優先になってしまいます。どうしても台地上の部分ではやはり目の行き届かないのが現状でございますけれども、連絡がございましたケースがあれば、迅速な対応に努めてまいりますので、これからもそういったケースがございましたら、ぜひ連絡をしていただきたいと思います。

また、私道につきましても、原則市のほうは私道の整備補助金というもので対応しております。しかしながら、要望がございました場合には、整地であるとか、碎石の補充であるとか、そういったものは対応しておりますので、今後もそれを継続させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 分かりました。かなりこの要望というのは市政にとって、どういう対応をするかによってかなり市の印象が変わってくるといいますか、好感を持たれるかあるいはちょっと感じ悪いなというふうに感じるかということで、非常に大きな要素になり得るんじゃないかと思いますので、ひとつ今後とも要望につきましては誠意ある回答等を行っていただきたいと思います。

（２）のほうに移ります。

具体的に、何度連絡しても対応してもらえないというようなパターンというのは結構話に出てくるものですから、特に苦情があった場合、どういう対応をするのかというようなことについて、特に匿名ではなくて具体的に住所とか名前とかきちっと特定できる方につきましては、ご連絡したり報告したりする、あるいはその区長さんとかそういった所に連絡して

いくというふうなことはちょっと考えてもらえないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 住民の皆様からの通報や要望を受けた場合には、まず建設課の職員が現地を確認いたします。また、現場状況に応じて暫定的な応急処置を施した後に、建設業者に依頼する等して対応しております。

また、道路境界の確認や隣接土地所有者との調整が必要なものにつきましては、調整がつき次第、設計、積算を行い、工事発注の準備を進めております。また、道路の舗装新設や道路側溝の新設等につきましては、従前から各区の区長を通し、区としての要望をいただいております。また、区からの要望の全てが即座にお応えできるものではございませんが、地元区のご協力をいただきながら、順次整備してまいりたいと考えております。

また、通報があった場合ですが、建設課では台帳を備えておりまして、匿名を希望されない限りは、連絡先、お名前を聞いております。対応が済み次第、あるいは対応の段取りがつき次第、連絡をさせていただきながら対応しております。また、今後もそういったものに努めますので、我々が目が行き届かないところがありましたら、ぜひご一報いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございました。

では、大きなほうの2のほうに移っていきたいと思います。

いろいろな条例を見ますと、公共料金とか税金の関係ですと、必ず市長は減額したり免除することができるという規定が大体条例の中に入っております。それを規則で定めるということは、ちょっと私、認識不足なんですけれども、規則や基準というのが市長が作れということになれば、できるということではよろしいのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 確かに各条例の中で、債権に係ります減免、免除の制度、これはそれぞれの条項に載っています。ただ、細かな、いわゆる20%減免であるとか50%減免であるとか、そういったところの細かな基準というのはそれぞれ、例えば住宅なんかはきちんと収入に応じて定めているんですけれども、そういうものがないものがございます。で

すからないものについては、市長が特に定めるということであれば、それは定めていけば、例えば生活保護を受けている世帯で市民税の所得割が非課税となる世帯については幾らというのは、それは定めればできると思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 減免申請というよりも、一つの権利ですので、はっきりと市民の方々が分かるもの、これはやはり必要だと思うんです。わざわざ議会を通す必要はないと思いますので、そういった規則とそれに対する基準、これはやはり執行のほうの場合きちっと定めていただきたい。

具体的に例えば隣の匠瑳市なんかでは、国民健康保険、固定資産税、住民税、3税についての減免の規則がありまして、その減免する、先ほどの30%とか、範囲と基準を定めてあります。ですから、こういう形でのものがこれからやはり必要になるんだろうと思うんです。

公共料金のその辺につきましては、市のほうとして、執行部としては、作成して公開していくという、そういう方向性は出せないんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 減免制度を広く市民に周知することだと思います。

実際に各担当窓口であれば、相談等あれば必ず減免制度について説明をしていると思います。また、ホームページ等で減免のお知らせをしている債権も現実にあります。ただ、全てのものがまとめて出ているかということでは、それは現実にはまだないので、分かりやすく市民へ周知をどのようにしていけるのか、その辺はちょっと研究してみたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） その辺がやはり分かりませんと、銚子市の事例ですけども、旭市には直接関係ありませんけれども、県のほうの家賃の条例で定めた減免制度があるわけですね。それが十分に知らされていなかったということなんです。また、知らされていなかったから申請もしていない。大体県の場合、6割から7割ぐらいの方々が申請すれば減免になるという、そういうシステムです。ところが、行政のほうが連絡をしてありませんでしたので、減免の申請が6割、7割は行われていないという、そういう事態になっております。

ですから、そういうことはきちっと出さないと分からないということなんです。銚子市の事例は特殊かもしれませんが、この方の場合ですと、裁判があっても3か月ぐらいの家賃は払っているわけです。減免がきちっと行われれば、1年半分の家賃が繰り入れら

れますので、そもそも滞納がなくなってしまう。こういう事案なんです。

ですから、非常に窓口の仕方によって、相当低所得者に対する支援というものは変わってくる、このように思います。ですから、なるべく公開しながら市民の皆さんに分かりやすい行政をやっていただきたいと思います。

そのことは要望として申し上げまして、（２）のほうの窓口の対応ということなんですけれども、これもやはり同じことなんです。全ての窓口で相談できるという体制、何で行政改革のほうに振ったかといいますと、たしか第１回目の一般質問の時に行政改革課ができるからということで、組織図がおかしいんじゃないかと、横並びに課長が並んでいて、行政改革課がぽんと横にある。ここじゃなくて、市長の直属だとか副市長の直属であって、ある程度各課に影響力を持たせるような組織図になっていないと、本当に行政改革課というのは私できないんじゃないかと思っているんです。

ですから、主にここで求められるのは、PDCAのサイクルをやるためには、やはりとにかく集まって行動を起こすということが大切だと思うんです。私も元民間の会社にいた時に、QCサークルってあったんですけれども、これは私、大嫌いで、とにかく残業代をくれないわけですから、残業代をくれないやつを共産党が薦めするというのはちょっとおかしいんですけれども、とにかく30代、40代の若い方々のやる気のある方々がとにかく行政改革推進課あたりで集めちゃって、とにかくそういう研修をやると。各課から集まってくるので、スペシャリストが必ずいるはずなんです。その方々がチューターになって、そういう特にトータル、TQCといいますか、病院のほうではやっているようなんですけれども、そういった組織体制なんかも行革課が中心になって考えていったらいいかなと思うんですけれども、回答をお求めしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） まず、各課に相談においでになった市民の方がいたとします。その場合には、必ず自分のところの課の内容でない相談であって、しかも生活困窮で困っているというところが見えれば、担当するところに必ずおつなぎするようにしているというのは、今の組織の中であります。ですから、特化して一つの所の窓口で全て相談できればいいんですけれども、冒頭に申し上げたとおり、いろいろな情報の共有が必要になったりするというのであれば、やはりどうしてもおつなぎするしかないということになってしまいます。そういったところの難しさがあるということとはご理解いただきたいと思います。

それとあと、少なくとも堅実にいろいろなものを納付している多くの市民の方がいらっしゃいますので、その公平性というところもきちんと見ていかなければなりません。ですから、そのこのところとの兼ね合いを踏まえながら対応していく、これがやはり重要だと思います。

あと、その生活困窮という方であれば、少なくとも幾つかの債権にわたって滞納があるというのは、これは厳然たる事実だと思います。実はうちのほうの課を介しまして、そういったところの横の連携をとっていることもあります。あと、この4月からは生活困窮者への支援制度というのが実は始まることになっている。これは少なくとも自治体の窓口に来た時に、例えば自立相談の支援であるとか、あとは勤労の準備であるとか、その生活困窮の度合いに応じて相談員が対応するような、そういう制度、これは国のほうでも進めていくということになっていますので、それはまず、例えば生活保護の関係であれば社会福祉課に行った時にできる。それから社協のほうに委託して実施するというのもありますので、そのこのところはこういったもののPRも含めて進めていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。

国のほうもそういう方向で動いているということは、私も知っておりますし、私も1回目の時かな、一般質問の時に、やはり多重債務の問題で、必ず多重債務の方々はほかの滞納があったりしていて、SOSが出ているはずだということで、それをつかまえてきちっと相談に乗るようにという、そういう一般質問をした覚えがあります。その後すぐに消費生活センターができて、そういった相談活動が、消費生活の相談がその窓口で一本でできるようになっているということでは、非常に進歩してきておりますし、その当時の以前から比べますと、市役所の対応、窓口の対応というのも非常に横の連携がとれてきているなというふうには感じております。ただ、これをもう少し突き詰めたような形の連携をもう少し考えていただきたいということをお願いしまして、次に進みたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田議員、一般質問は途中ですが、ここで3時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き太田將範議員の一般質問を行います。

太田將範議員。

○9番（太田將範） 医療と介護の総合推進法につきまして、大きな3として一般質問させていただきます。

先ほど保険年金課長のほうから、大体負担のほうの問題とこれからありそうな問題が出てきていると思うんですけれども、現実的に現在かなり自由診療のほうが進んできまして、例えば時間外選定の利用料だとか選定利用料、紹介なしで行きますと今、僕も二千九百十六、七円ちょっと取られたんですけれども、そういったものがかなり自己負担として増えてきているんじゃないかと思うんですけれども、そういったことで、かなり医療・介護の総合推進法の中でいきますとこういった自己負担分だとか負担分が増えていくんじゃないかということで、保険のほうの利用ができなくなってくる、あるいは先ほどあったように滞納の問題だとか資格者証の問題で医療の抑制が出てくるのではないかというふうに感じるんですけれども、具体的にそういった事例が今出てきているのかどうか。旭市において、なければいけない構いませんので、お答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 資格者証等の関係でよろしいでしょうか。

保険税のほうを滞納している方に関してましては、その滞納の具合、金額に応じて短期証あるいは資格者証ということで保険の給付の制限は行っております。

ちなみに、短期の6か月証の方は全体の約3%で、短期の3か月証の方は5%、資格者証の人もやはり3%ございます。資格者証の方というのは、国保に入っているよと、ただ窓口負担が10割だという方になります。あとは、短期証の方は通常の自己負担割合で受診はできるといような状況です。

よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○保険年金課長（渡邊 満） それで、25年の末と26年末ではいろいろ納付相談等を行いまして、徐々に短期証、資格者証は減少傾向にございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 私のちょっと質問の仕方が悪かったようで、現場としてそういった資格者証だとかそういったものの発行によって、お医者さんにかかるのが抑制されているのかどうかということについて、現場として感じられたことがあればということでもちょっとお聞きしたかったんですけども。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 医者にかかるに当たって資格者証の人が医者にかかりたいと、10割負担するのが大変だということで窓口で相談に来ます。その際は、納付相談を行いまして、とにかく今月から分納してくれということをお願いして、多少なりとも納付できるということであれば3か月の短期証を発行するというケースもございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 分かりました。特別な事情ということで対応の仕方はしているということで、特に問題はないということでもよろしいんですね。

じゃ、次のほうに進んでまいります。

医療保険の都道府県単位化の進捗状況についてということなんですけれども、先ほど財政運営の安定化ということで、1年以上のものから全て事業が開始されたということなんですけれども、これと同時に医療のほうの問題もほとんど行政指導といいますか、今度、保険者になるだけではなくて、具体的に医療・介護の総合法案の中ではかなり県が具体的に医療機関だとかそういったところに対する指導の強化、そういったものが入ってきております。具体的にいきますと、この法案の中で見えてくるものは、関連するものを見ても、県が大体医療関係の保険者あるいは指導機関になっていくという、そういうような構図が描かれているんですけれども、特に保険料の分賦金ということにつきましては、今までの、これからのことだからどのぐらい保険料が割り当てられてくるのか分からないということなんですけれども、後期高齢者の時もやはり同じような状況だったと思うんですけれども、その時はやはり保険料が段階的にかなり上げられましたよね。その時のちょっと様子みたいなものを、特に後期高齢者の場合どういう影響があったかということについてお答えいただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 平成20年に後期高齢者医療というのが始まりまして、75歳以上の方が対象になっているわけですが、その時点での保険料につきましては、医療費、各市町村の医療費の安い市町村は保険料を減額しておりました。4市町、芝山町と匝瑳市と旭市ともう一つ、ちょっと資料が手元にないんですけれども、その時点で保険料の減額を行いましたけれども、それは6年間に限った減額措置ということで、後期の場合2年に一度保険料の見直しが行われまして、そのたびに少しずつ上がって、平成26年からは県内統一になったというような状況でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 県内統一ということになりますと、同じようなことが生じるというふうに考えて想像してよろしいんじゃないかと思うんですが、確実な回答じゃなくても結構ですから、思ったところがあればおっしゃってください。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 現時点での情報ということでお話ししたいと思いますけれども、県において分賦金の試算に当たりましてはやはり後期とちょっと似たようなところがございまして、地区の医療費につきまして、千葉県の医療費を算出しまして見込みを出して、そこからどれだけの保険料を取ったらいいかということで標準保険料というのを県が示すと、その標準保険料に沿って市町村が基に分賦金が決まるわけなんですけれども、市町村ごとにその保険料を設定しなさいと、設定できるというようなことのようにです。

ただ、やはり医療費が安い、それから所得が低いとか、そういうのは今のところ考慮されるということで、計算された分賦金が旭市が幾らということになった、その分について収納率は何%というような計算で算出すると、それを納付するというようなことになる予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） この地域は非常に医療費も安いところでございますし、所得もそんな高くないということから、そうしますと大体何段階に分けて値上げが行われると、国民健康保険税のほうの値上がりが進んでいくというふうに考えてよろしいんじゃないかと思うんです。

けれども、そういったことが大体明らかになったということで、次のほうに、（４）のほうに進んでいきたいと思います。

先ほどのご回答では、とにかくこれから作っていく地域の医療計画というのと公立病院改革プランというのはこれからの問題ということで理解しましたけれども、そうしますと、現在検討されております旭中央病院の独法化とか、定款と委員会の条例が出てきているんですけれども、より具体的にといいますか、かなり現状分析とか何が問題かということは、むしろその後のほうがきちとした方向性が出るのではないかというふうに私考えるんですけれども、かなり今回行われてくる医療計画というのは、レセプトから何から全部入れちゃって、どういう傾向があるかと、どういう無駄があるかということをしちとかなり正確に判断して県の指導が入ってくるという、そういう形になってきていると思いますので、現在こういう形で独立行政法人化といいますかそういった方向にいきなり持っていくというのは、これが出てからでもいいのではないのかというふうに私考えるんですけれども、病院の事務部長としてはどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 独法化については地域医療ビジョンですとかそれから新しい改革プランの構成を見てからのほうがいいんじゃないかというようなご質問だと思いますけれども、基本的に病院の機能については、先ほど申しましたとおり、今の病院の機能を維持していくつもりで会議等に臨みたいと思っておりますし、またそのほかの問題につきましてはあまり、現在のいわゆる今までやってきました改革プランと今後できる改革プランではほとんど同じものになると思いますので、評価、中期目標ですとか中期計画を作っている中でそういういろいろな会議で出たものについては、その都度取り入れながら進めることは可能かと考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○９番（太田将範） 今度の医療・介護の総合推進法につきましては相当大きな、今までの皆保険制度から何から相当多々の検討がされてくるというふうに、あまり正確な、あちこちから出てくるものを総合して考えますとそういう形で、これからの医療制度について相当大きな影響をもたらすというふうに私考えるんですけれども、旭市の場合、中央病院の場合ですけれども、とにかく一次診療といいますか、外来といいますか、物すごいボリュームがあるわけです。その中からスクリーニングしていった二次医療につなげていく、あるいは高度な事

業につなげていくという、そういう完結型の医療ができていると思うんですけれども、旭市の市民はそれが当たり前だと思っているわけです。ですから、24時間、365日、行けば取りあえず診てもらえるということで、非常に安心して中央病院を頼っているわけです。ですから、こういったことが医療と介護の総合推進法の中で担保されるのかどうかというのを非常に心配されていると思うんです。その辺のことにつきまして、できれば事業管理者のほうからちょっと、個人的な考え方でも結構ですので、担保できるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 当初のうちの病院の理念どおり、地域包括医療というのを理念にしておりますので、これはもうこの旭市民病院であるというまず大前提の上から基幹病院に発展していった、こういう経緯がございますので、できる限り、国の方針あるいは千葉県の医療計画、いろいろ立つわけではありますが、やはりこの地域はうちが中心になって行ってきておりますので、この60年の歴史というものをよく理解していただいて、これはどこで理解していくかということと住民の皆様だけではなくて県あるいは国のほうにも理解していただいて、何とかやれる範囲で地域包括医療はやっていきたいと、このように考えております。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 現在、さまざまな自治体病院がかなり負け組と勝ち組といますか、そういった形での色分けが今進んできていると思うんですけれども、旭中央病院の場合は勝ち組ということになるかと思うんですけれども、医療と介護の総合法案の中ではかなりそれをめぐりまして、ホールディングカンパニー構想といますか、そういった法人もこれから視野に入ってくるということで出てきているようなんですけれども、そういった地域の病院とかそういったものを総合的に運営するような大規模な法人に転化していくということは考えているのかどうか、一言感想といますか意見を聞きたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 将来、私がずっとやっているわけじゃありませんので、将来のことはよく分かりませんが、今、ホールディングカンパニー制度というのが新しく出たのは、規制改革の自由経済学者のほうから出て、うちにも昔その一部コンサルタントで

入っておりました松山先生がIHN構想というのを昔出したことがあります、今の構想自体は民間の大手のチェーン店ぐらいしか多分うまくいかないだろうと、ところが彼らはもう既にそのようなことで今動いておりますのであまり興味を示しておりませんし、自治体病院の名前も出ておりますが、これもどこもまだいろいろ不備で、そのようなことに手挙げをするようなところもまだ一つも出ておりませんで、これはもう少しホールディングカンパニー構想というのは案を練り直して、何回かもっといい案が出ないと、なかなかこれに手を挙げるところは出てこないだろうと、誰も手を挙げていないというのが実情で、岡山大学も大学病院が中心になってやろうというところまで出てきておりますが、これも頓挫しております、どこもまだ進んでいないというのが実情であります。

したがって、現時点で私がこれからこの地域をそういう制度にして周りの病院を束ねていくとかというふうな考えを考えているというわけではありません。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（景山岩三郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日、定刻より開会いたします。

どうも皆さんご苦労さまでございました。

散会 午後 3時55分